

第26回鴨川府民会議 概要

第1 日時 平成26年5月12日（月曜日） 午後1時30分から4時30分まで

第2 場所 京都府公館レセプションホール

第3 出席者

【公募、有識者メンバー】

金田章裕（座長）、川崎雅史（副座長）、飯塚隆藤、石川百合子、大原義盛、久保明彦、小林明音、小牧直人、杉江貞昭、高田敏司、竹門康弘、田中真澄、土屋義信、土居好江、富田美香、長山剛久、真下仁志、元橋篤信（座長・副座長以外五十音順）

【行政メンバー】

京都市 石塚憲（建設局土木管理部河川整備課長）

京都府 川嶋淳一（京都土木事務所長）

【事務局（京都府）】

東川直正（建設交通部長）、板屋英治（建設交通部理事）、北野俊博（建設交通部河川課鴨川条例担当課長）、星野欽也（建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）ほか

【一般傍聴 5名】

【報道機関 3社】

第4 内容

1 開会

○板屋（京都府建設交通部理事）

それでは、定刻になりましたので、第26回鴨川府民会議を開催させていただきたいと思っております。本日は皆様、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の進行役を務めさせていただきます京都府建設交通部理事の板屋でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、京都府建設交通部長の東川からご挨拶を申し上げたいと思っております。

○東川（京都府建設交通部長）

京都府の建設交通部長の東川でございます。本日は大変お忙しいところ、また、遠いところからここにお越しいただきまして、ありがとうございます。きょう初めての方もおられるわけでございますけれども、この鴨川府民会議というのが、条例に基づきまして、いろいろ政策をやる時に皆さんにご意見を伺いながら、鴨川をどうしていくかということをご議論いただき、我々行政としてどうやっていくかというのを決めていくための会議でございます。水害、災害がないときには鴨川をどうやって楽しく使うかということが議論になりまして、我々治水をやっているものですから、どうしても水害だけが頭に入って、あまり利用するほうを一生懸命やらずに、水害にどうやって治水で対応できるかだけの、若干、行政的かたい頭で我々仕事をしてきているというのが建設交通部だったんですけれども、この会議を通じまして、一方でどう楽しく利用していただくかということもあわせて考えていると言いながら、去年、一昨年は災害が河川で起きまして、少しまたやっぱり治水も大事だなということで、このバランスをどうやっていくかということが我々行政に与えられている課題ではないかと思っています。

こういうことを決めるにしても、まさに鴨川をよく知っている方々、あるいは一般の方を代表する声を上げていただいて、いろいろ決めていきたいと思っていますので、忌憚のないご意見をよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、今年に進め方として、過去はどうだったかという鴨川の歴史も少し振りかえりつつ、鴨川の行政をどうしていくかというようなこともありまして、鴨川のことについて、きょう委員長にもお話しただけのように、幾つかご説明もしながら、意見交換をしていただこうと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○板屋（京都府建設交通部理事）

それでは、会議を始めたいと思ひます。まず、議事に入ります前に、本日、第4期の最初の会議でございますので、本日、ご出席いただいております皆様を、配付しております名簿の順に事務局からご紹介させていただきますので、その場でご起立いただきたいと存じます。

飯塚隆藤様。

○飯塚

飯塚です。よろしくお願ひします。

○板屋（京都府建設交通部理事）

石川百合子様。

○石川

石川です。よろしく申し上げます。

○板屋（京都府建設交通部理事）

大原義盛様。

○大原

大原です。よろしくお願ひいたします。

○板屋（京都府建設交通部理事）

川崎雅史様。

○川崎

川崎です。よろしくお願ひいたします。

○板屋（京都府建設交通部理事）

金田章裕様。

○金田

金田でございます。よろしく申し上げます。

○板屋（京都府建設交通部理事）

久保明彦様。

○久保

久保でございます。よろしく申し上げます。

○板屋（京都府建設交通部理事）

小林明音様。

○小林

小林です。よろしく申し上げます。

○板屋（京都府建設交通部理事）

小牧直人様。

○小牧

小牧と申します。よろしく申し上げます。

○板屋（京都府建設交通部理事）

坂口圭豊様におかれましては、本日は欠席でございます。

引き続きまして、杉江貞昭様。

○杉江

杉江でございます。よろしくお願いいたします。

○板屋（京都府建設交通部理事）

竹門康弘様。

○竹門

竹門です。よろしくお願いいたします。

○板屋（京都府建設交通部理事）

高田敏司様。

○高田

高田です。よろしくお願いいたします。

○板屋（京都府建設交通部理事）

田中真澄様。

○田中

田中でございます。よろしくお願いいたします。

○板屋（京都府建設交通部理事）

土屋義信様。

○土屋

土屋でございます。よろしくお願いいたします。

○板屋（京都府建設交通部理事）

土居好江様。

○土居

土居でございます。よろしくお願いいたします。

○板屋（京都府建設交通部理事）

富田美香様。

○富田

富田でございます。よろしくお願いいたします。

○板屋（京都府建設交通部理事）

中村桂子様におかれましては、本日は欠席でございます。

長山剛久様。

○長山

長山でございます。よろしくお願いいたします。

○板屋（京都府建設交通部理事）

なお、新川達郎様、西野由紀様、前田知美様は、遅れてこられるというふうに向ってございます。引き続きまして、真下仁志様。

○真下

真下といたします。よろしくお願いいたします。

○板屋（京都府建設交通部理事）

元橋篤信様。

○元橋

元橋です。よろしくお願いいたします。

○板屋（京都府建設交通部理事）

次に、本日、出席の行政メンバーをご紹介いたします。京都市建設局土木管理部河川整備課長の石塚憲様でございます。

○石塚（京都市建設局土木管理部河川整備課長）

石塚です。どうぞよろしくお願いいたします。

○板屋（京都府建設交通部理事）

京都府京都土木事務所長の川嶋淳一でございます。

○川嶋（京都府京都土木事務所長）

川嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○板屋（京都府建設交通部理事）

続きまして、京都府の出席者をご紹介いたします。東川建設交通部長でございます。

○東川（京都府建設交通部長）

東川でございます。よろしくお願いいたします。

○板屋（京都府建設交通部理事）

そのほか関係職員が出席してございます。

それでは、お手元の資料を確認させていただきたいと存じます。本日は資料といたしまして、「次第」、「出席者名簿」、そして、資料1から資料6までご用意してございます。また、本日、久保様より「鴨川納涼床への誘い」というタイトルの資料をお配りしてござい

ますので、お手元のほうをご確認いただけたらと思います。次に、名簿の後に、「鴨川と京都」という資料を1部入れておりますので、それもあわせてご確認いただければと思います。最後に、杉江様よりご提供いただいている資料も、一番最後に添付してございますので、ご確認のほど、よろしく願いいたします。

以上、資料につきまして不足等はございませんでしょうか。会議の途中でも結構でございますので、不足等ございましたら、事務局のほうにお申し出いただければと思います。

まず、議事に入ります前に、新たな公募のメンバーをお迎えしたということもございまして、この機会に、改めまして、鴨川の歴史・文化・生活等について、振り返り、理解を深めていただくために、今回、金田様にご講演をお願いしたいと考えてございます。そうしましたら、ご準備のほうは、よろしければ、金田様、ご講演をお願いいたします。

2 初回にあたって（金田章裕京都大学名誉教授）

テーマ「鴨川の歴史・文化・生活について」

○金田

失礼いたします。本日、新たな委員の任期でもって、この鴨川府民会議が再スタートするというときに、鴨川の歴史的な京都とのかかわりをご専門の方にお伺いして、それを1つの参考にしながら、これからの議論を進めていただいたらどうかということになりました。その方向が急遽なったものですから、もっともふさわしい方の日程が合いませんので、私のほうにお鉢が回ってきまして、やむを得ずというか、急遽お引き受けしたところでございます。一体何をお話ししようかと思っ、メモを1枚だけつくったんですが、まことに無様なことに幾つか転換ミスをしておりまして、とんでもない文字が入っております。後でお知らせしますので、訂正をお願いしたいと思います。

改めまして、次回あたりにご専門の方にちゃんとお願ひできるように手はずを整えてくださっているそうでありますので、私はその前座ということでお許しいただきたいと思ひます。まず少し鴨川の本質的なところを振り返っておきたいんですが、鴨川の西側に、現在の市街中心部が、平安京という形で都市が建設されましたのは、西暦で申しますと784年ということになっております。この「鴨川と京都」というメモの1番のところでございますが、かつて塚本先生という方が戦前に平安京を建設するに当たって、鴨川をつけかえたという説を提示されました。これは大変有力な説だったんですけども、その説の最大の論拠は、現在の市街地のところ、つまり鴨川の西側に高野川が運んでくる堆積物があるというのが最大の根拠でした。ところが、その当時は扇状地という、つまり市内の中心部

の大半の地形のものが過去1万年以内のうちにできた新しい地形だというふうを考えられておまして、当時、塚本先生がそういうふうにお考えになったのはやむを得ないところがあるわけです。その後、京都市の地形の基本は恐らく2万年から3万年前にでき上がっているということがわかってまいりまして、その説の論拠は崩れました。ただ、塚本先生が高野川水系の堆積物があるということをご指摘になったこと自体は間違いありません。その事実は間違いありませんが、時代が2万年ほどさかのぼったという話なわけです。したがって、平安京の建設された時期には、ほとんど現在の位置に鴨川があったと考えていいという解釈でございます。しかも、同志社大学の発掘調査のときにすぐ地下から岩盤が出てまいりまして、現在の海水準でこういう川の流れ方はできないことがわかりました。鴨川はそれを超えて市内のほうへ流れてはこれないということもはっきりしております。最大の理由はその2つですけれども、かつての鴨川を見つけかえたという説はほとんど成り立たなくなっているという状況です。もちろん二、三万年前に鴨川ができたときの海水準は現在と違いますので、随分高かったり低かったりしておりますから、そのときだとは話はまた別です。そのときには高野川の堆積物が鴨川の西のほうまで来るということは、位置としてはあったということなんですけれども、それはもっと古い話だということになります。

その次、2番のところに書いておきましたが、天長元年、西暦になおすと824年になるんですが、防鴨河使が設置されました。鴨川をおうと読みますので、「ぼうおうがし」、さらに「ぼうがし」と読むというふうに言われておりますが、これは律令国家の役職でございます。したがって、防鴨河使という鴨川の治水を担当する役所が設定されたということになります。これが天長元年です。本来、『日本後記』という書物に書いてあるはずのものなんですけれども、この『日本後記』というのは、実はかなり後世への伝達の悪い本でありまして、一部しか伝わっておりませんで、ほとんど欠本になっております。したがって、この天長元年の部分も欠本で、ほかの資料では確認できるわけなんですけれども、そういう状況であります。

それから、少しおくれて貞観3年という861年ですが、防葛野河使という役職もつくられておりますね。これは葛野河ですから桂川です。桂川の水害を防ぐというか工事をするための役所でありまして、このときはいろいろなことがわかっております。『続日本後記』によりますと、1万人を動員して堤防工事をやったとか、いろいろなことがわかっております。具体的にわかります。

鴨川の堤防のところに話を戻しますと、3番でございますが、鴨川の西の堤、10世紀ごろですが、防鴨河使の後身の役職に貴族たちが就任します。それが大体一条から九条までのところの鴨川の西側の堤防を巡検するということが行われていたわけでありまして。そういったところから、そのころ日本では恐らく一番最初ですが、鴨川の西側の堤防は連続堤になっていたというふうに私は判断しております。それまでは有名な信玄堤などと呼ばれるような霞堤のようなものから、危ないところだけ堤防をつくるとか、いろんなことがあるわけですが、そうではなくて、鴨川の西の平安京の東側に相当する部分ですが、そこだけは連続堤ができていたという判断をいたしました。建都1200年の際に千分の一の平安京模型をつくりましたが、これには私も参加いたしました。私は専門が歴史地理学でございますので、歴史地理学だけじゃなくて、歴史の方も考古学の方も建築史の方も一緒になってつくったんですが、現在、丸太町通りをずっと西に行ったところに京都アスニーという京都市の図書館とか施設のあるところですが、そこに展示してありますので、そこでごらんいただけます。その千分の一の復原模型でも鴨川の堤防の西側の部分は連続堤として復原をいたしました。ただいま申し上げたような根拠によるわけでありまして。

ちょっと話はもとへ戻りますが、そのメモの4番目に書いておきました。『続日本後記』という六国史の1つによると承和9年、西暦に直して842年に平安京の東の鴨川と西の嶋田川の河川敷の整備をしたようでありまして。そのときに、嶋田及び鴨河原を掃除をしたらくろが5500余頭も転がっていたというふうに表現されておまして、それだけの死骸がそこに放棄されていたということになります。1人に2つ頭が載っているということはありませんので、それだけの人たちの骨が少なくともあったということでございます。

実はその下の5番目のところに書いてございますが、そういう河川敷の中、堤外地ですが、堤外地は放牧地とか葬送地、葬送・放牧地として使われていたことが知られます。要するに、家畜を放牧したり、亡くなった人を、まあ庶民が多いわけですが、死体を放棄した場所として使われていたわけですが、少なくとも承和9年の段階では、鴨川や西側の嶋田川はそういったことを基本的にやめて、葬送・放牧地を別途につくったということがあります。ただ、念のため、嶋田川というのはどこだということについてはちょっと意見がございまして、研究者の中でも少し意見が分かれております。一番有力な説は紙屋川だという説が有力なんですけれども、決定ではございません。

それから、5番目のところの話の続きになりますが、貞観13年、871年という年次のときの『日本三代実録』に詳しい記事が載っております。そのときに堤を高くすることとか、

これは鴨川についてですが、堤の周囲に田んぼをつくらないとか、かんがい水路の穴をあけないこと、どうも田んぼに水を引くためにせつかくある堤防に穴をあけた人がいるらしくて、その穴がきっかけで堤防が崩れたという事件が起こったわけでありまして。そういうことをしないこととか、田んぼをつくる場合も私的な田んぼをつくってはだめだと、公田というのですから、公田というのも、時代によって場所によっていろんな表現があるんですが、この場合は役所が管轄する田んぼという程度にお考えいただきたいと思いますが、それ以外は、公田と書いてあったら全てそうであるかというところ、ちょっと時期と表現の対象によって少し違いがありますので、そこは誤解されないようお願いしたいんですが、そういう田んぼしかだめだと記しています。その公田も堤を害さないようにしなさいというような種類のことが『日本三代実録』という書物の、これは六国史の1つですが、非常に残りがよくて、ほとんど完全に残っております。閏8月14日の条というところに詳しく書いてございます。

それから、先ほど申しましたように、堤外地は本来、葬送・放牧地だったということですが、葬送・放牧地から川本来の形に戻っていったというところで、6番目に書きましたが、建武元年ですから、これはちょうど南北朝の時期ごろのものですが、大変有名な『二条河原落書』などというのがあります。「此頃都ニハヤル物」というのはじまりの落書です。

「夜討、強盗、謀綸旨」とかずっと続いていまして、その後は私も覚えているわけではございませんけれども、そんなようなことで、二条河原付近が特ににぎわい、広場的な、人が集まるような、そういう場所であったというふうには考えられます。実は二条通りというのは、東西の通りとしては本来一番大きな通りなんです。二条通りというのは、ほぼ現在の二条の位置ですが、幅が広くて、それが鴨川を超えて東へ行っていて、六勝寺に到ります。白川、現在の岡崎辺ですが、そこに大寺院が6つつくられたということで、鴨川の東で一番早く都市的な状況になったところです。そこと平安京の本来のところと直接結ぶのが二条大路で、それが一番幅も広がったというものでございます。現在、岡崎から来ますと、二条通りは鴨川の東のところで斜めに曲がっていますが、あの斜めはちょうどもとの二条通りの東側のほうでは道幅の北の端を来っていて、川を渡るときに南の端に行くようになるものですから、斜めの分ができてしまったわけですね。本来の東のほうの北の部分と二条大橋から西のほうの南側の端ですね。あれだけの幅がずっとあったということに本来はなりません。

それから、7番に書きましたが、永禄年中、1560年代、これにはちょっと時期の異なっ

た推定があります。要するに、ほぼ確定してはいるんですけども、織田信長が上杉家に贈るためにつくらせたという『洛中洛外図屏風』でございます。上杉家本というふうに言われている『洛中洛外図屏風』で残っているものの一番古いものでございますが、これなどには河原で遊んでいたり魚をとっていたりというような絵が描かれております。これは大変有名ですからご存じの方も多いと思います。このころまでは、まだ二条あたりが中心だったんだろうと思いますが、豊臣秀吉の段階で三条の橋とか五条の橋がつくられたり、特に清水の近くですが方広寺がつくられたりしまして、そういったことがあって南のほうで交通の中心になって動いていきます。現在、正面通りというのが南のほうにあります、あれは方広寺の正面に向かうから正面通りなんですけれども、そういった南のほうにどんどん重点が移るようになりました。したがって、三条、四条境界がにぎわっていくこととなります。鴨川の河原もその辺が盛んに使われるようにという状況であります。

その後の8番にちょっと書いておきましたが、1600年ころ、「計帳」なんです、これは私のパソコンが、古代の用語が先に出てきてしまって、そのままになっていまして、年号の慶長でございますので、直していただけたらと思いますが、例の阿国歌舞伎の話などというのはそのころだというふうに考えられております。ただ、出雲阿国というのももうひとつよくわかっていないところがありまして、阿国という形では余り直接的な同時代の資料には出てこなくて、国という表現だけで出てくるのがそれに当たるんじゃないかというような説とかいろいろあるようであります。

そういうことで、少しずつ南のほうに中心が移ってくるというわけですが、ただ、やはり三条、四条というのは江戸時代から、東海道が整備されると三条通りが京都の東側の出入り口になりますし、四条も四条の東側、現在の祇園に直接結びつくような歓楽街ができたりとかしますし、西側のほうにもいろんなお寺があって、寺社境内で興行が行われたりというようなことがあるんですが、しかし、一方で、やはり二条通りというのは京都の非常に重要な通りでして、二条城は徳川幕府がつくった二条城ですが、それももともとは二条通りが二条城の表の道です。正面の道です。二条通りは非常にそういう意味では平安京の繁華街の中心でありました。

そのころ、ちょっと後になりますが、9番です。寛文年間ころには、鴨川の両側に堤防をつくって埋め立てをするということが盛んに行われるようになりまして、大体そのころに現在の鴨川の原型が固定されていきます。それまではもうちょっと広くのびのびと川が流れておったんですが、川をせせこましく両側に石垣を積んだりして狭めていったわけで

あります。そこで、そこに西石垣通りと書きましたが、西石垣通りなんていうのは文字通りですが、西石垣通りもそのころにできたんだというふうに思われますし、先斗町とか東側の宮川町とかも、このころに現在の先斗町や宮川町の原型ができた。それまではどこまでが河原でどこまでが何かちょっとよくわからなかったというふうに考えていただいてもいいと思います。

10番として、だんだん私も息が切れましてというか、時間がなくなりまして、あとは省略していますが、江戸時代になりますと、洛中洛外図というのも江戸時代にたくさんできますが、都の名所図会とか広重の浮世絵とかいろいろありますが、鴨川の河原に床の原型みたいな、直接、床几のでかいのを置いてやるようなやつですが、そういったものが描かれているということは有名な話であります。それが納涼床の起源になるということだと思います。

あとはどんと飛びまして、現在の川は昭和10年の洪水の後に現在のような段差のある河床がつくられました。平坦な比較的なだらかなところと段のところになっているという、こういう河床がつくられたのが、昭和10年の洪水の後だというような話をそこに書いておいたという状況でございます。

このような状況でありますけれども、私はかなり急いでいいかげんな資料をつくってしまいましたが、恐らく次の会議のときにはしかるべきもっと詳しい方にもう少しお話を承ることができれば、私も大変ありがたいと思いますし、これからの議論を進めていただく上でも役に立つんじゃないかというふうに思っております。

ちょっとそういうことで前座をさせていただきます。どうも失礼いたしました。

○板屋（京都府建設交通部理事）

金田様、ありがとうございました。

ただいま、鴨川の歴史・文化・生活について、「鴨川と京都」という資料をもとにご講演を頂戴したところでございます。ただいまお話しいただいた内容について、もし特段のご質問がございましたら。

○金田

何かございましたら、私のお答えできる範囲内で答えさせていただきます。

○板屋（京都府建設交通部理事）

もしご質問等ございましたら、よろしいでしょうか。

○真下

このお話の中で、5500のどくろが発見されたとありますね。それは例えばどういう状況で。例えば、後年は秀次の河原での打ち首とかありますから、そういう死骸が残っていたという可能性はありますけれども、842年、承和9年とありますね。この5000のどくろというのがどういう人が並んでおるといような状況なんでしょうか。

○金田

平安京の北は一条から南は九条通りまで、現在の寺町通りあたりが京の東端で、西側は今の西大路付近です。その範囲が最初の都市計画の範囲内ですけれども、その両側のほうは川の河川敷が葬送地、つまり野辺送りの場所として使われていたし、放牧もされていたというところだったわけです。野辺送りをそこでした場合もあるでしょうし、お墓をつくることができないような方の場合にそれをそこにほっぽらかしたという場合もあると思いますが、そういったどくろを数えた、あとは何人かわからないんですが、資料にはその数が書いてあるというだけの話です。

○真下

罪人とかそういうわけじゃないんですね。

○金田

いや、そんなことないです。

○真下

市民ですね。

○金田

はい。基本的にそうです。

○板屋（京都府建設交通部理事）

ほかにありますでしょうか。この後の議事の中でも、ご質問いただければと思います。

それでは、これより議事に入りたいと思いますが、第4期の、この会の座長の選出をお願いしたいと存じます。鴨川府民会議開催要領第3条第2項の規定によりまして、互選ということでございますが、どなたかご意見等ございませんでしょうか。

○久保

納涼床の組合の久保でございます。今、金田先生は大変にお疲れになっていると思いますけれども、すばらしい講演を聞いた後で、またこんなことを言うのはなんかと思うんですけれども、ぜひとも金田先生に座長をお引き受けいただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。（拍手）

○一同

異議なし。

○板屋（京都府建設交通部理事）

異議なしのお声をいただきました。そうしましたら、金田様におかれましては、これまで第1期から第3期まで座長をしていただいておりますが、引き続き、今回の座長もお願いしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。これまでどおり、議長は座長にさせていただくことになっております。金田様に座長就任のご挨拶をいただいた後に、副座長を指名していただきまして、その上で議事進行をお願いしたいと存じます。

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

○金田座長

ご指名でございますので、今期も再度というか、続き過ぎかもしれませんが、議長、座長を務めさせていただくことにしたいと思っております。ご承知の方も多いと思っておりますが、決して進行が上手なほうではございませんので、努力して何とかお時間をいただいている範囲内で意見を十分にお聞きできるようにしたいというふうに思っておりますが、いつもなかなかまいぐあいにいかになくて困っております。努力はし続けますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、副座長を指名するというところでございますが、これまでもお願いしてまいりましたし、これからも引き続き川崎委員をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。（拍手）

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

3 議事

(1) 今後議論する課題について

○金田座長

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。今回の議事の一覧には、3番、議事として(1)、(2)、その次、報告事項として(1)、(2)、(3)、(4)というふうに並べてございますが、これは実は以前はこの形だったんですが、前期はともかくご意見を承るということが最も重要な課題ですので、特に議事と報告事項を区別する必要はないということで一連にさせていただいておりました。今回、また分けて書いていただいておりますが、ほとんど特に区別して考える必要はないというふうに考えていただければ

ばありがたいと思います。いずれにしても、ご意見をここで広く承って、そのご意見を報告書にし、それを知事が行政に役立てていただくと、尊重していただくということが趣旨でございますので、そのような方向でお願いできたらというふうに思います。よろしくお願いたします。

それでは、まず今後議論する課題についてでございますが、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

鴨川条例担当課長、都市計画課の担当課長を兼務しております北野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、失礼して着席して説明させていただきます。

それでは、お手元の資料の1、右上に資料1と記載しておりますものをごらんください。議事の(1)今後議論する課題について、説明させていただきます。この資料は、第19回鴨川府民会議の3期メンバーで意見交換していただく内容について整理いたしましてお示ししたものをもとに、その後、第19回から25回までの府民会議で議題として取り上げたもの、または報告に対するメンバーのご質問から意見交換されたものを整理いたしました。内容の欄に赤字で表示しております項目が意見交換されたものでございます。黒字で表示しておりますものが、時間の都合もあり、意見交換はまだされていないというような形でごらんいただきたいと思います。

今回、第4期メンバーとして新しく会議にご出席の方も含めて、改めて今後、意見交換する内容につきまして、皆様にご意見を伺うというふうなものでございます。議題一覧表を若干説明いたします。表の先頭の部分を見ていただくと、左から、分野、項目、内容、実施回となっております。分野については、平成19年7月施行の京都府鴨川条例の目次で分類しております。例えば最初の「安心・安全の確保」は鴨川条例の第2章で安心・安全の確保について規定しております。項目については、内容を勘案いたしまして、おおむね関連する条文で整理しております。例えば河川整備でございますけれども、これは条例第6条で総合的治水対策の推進というものを規定しておりますので、内容を見て総合的治水対策の推進に関する内容のものを河川整備という項目名をつけて表示してあります。

内容につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、例えば赤字の鴨川の改修についてということとか、自然に配慮した整備について、憩いの場の整備についての3つの項目については、随時、意見交換されているというものでございます。

以下、同様ですが、赤字の意見交換されたものをご紹介します。分野の2つ目の良

好な河川環境の保全につきましては、鴨川条例第3章に規定されておりました、項目第1の鴨川保全区域の赤字の上流域の自然と環境の保全についてと、指導状況についての2項目が第19回と第20回の府民会議で意見交換されております。項目第2の良好な景観形成につきましては、鴨川納涼床の審査基準適合状況についてが第20回で、項目第3の河川美化につきましては、ごみ対策についてが第19回、第20回、第21回で意見交換されております。分野の3つ目の快適な利用の確保につきましては、鴨川条例第4章に規定されておりました、禁止行為への対応につきましては、指導状況、巡視頻度等についてが第20回で、迷惑行為等の対応につきましては、利用者のルール設定や啓発についてが前回の第25回で意見交換されております。分野の4つ目でございますが、府民協働の推進につきましては、鴨川条例第5章に規定されておりました、鴨川四季の日につきましてはホームページ等による魅力発信についてが第22回、資料裏面にまいりまして、府民協働の推進につきましては、住民や学生による河川美化・マナー向上等の取り組みについてが第25回で意見交換されております。

分類の5つ目、その他といたしまして、自然生態系につきましては、ヌートリア等の餌やりについてが第23回で意見交換されております。

参考させていただく議題の説明は以上です。

鴨川府民会議意見交換内容の提案要旨について、次の資料をごらんください。御意見は、今、ご発言いただくというふうなことではなくて、この提案要旨にご記入いただき、事務局まで郵送、ファクス、または電子メールなどでご提出いただきたいというものでございます。下の注に記載してありますとおり、提案件数の制限はございません。締切は、申しわけないんですけれども、5月末までに事務局である京都府河川課の管理担当までお願いします。

次の資料をごらんください。先ほど、ごらんいただいた提案要旨の記入例でございます。1つ目の意見交換内容につきましては、※印に記載してありますとおり、具体的に丸々についてという形式でご記入いただきたく思います。また、複数ご提案される場合なんですけど、1の次に分類というふうに、小項目の分類のいずれかに丸をつけてくださいというのがありますがけれども、大分類ではなくて小分類の分化に対応するかを丸をつけていただくと。例えば、そこに書いてあります①の橋の下の有効利用についてというのは、大分類の3つ目の河川利用のうち、小分類の1つ目の河川利用に丸印をつけていただくと。それとともに、2つありますので、丸印の上に①と書いてご記入ください。意見交換の内容が

複数の項目に及ぶ場合、大分類の4つ目の府民協働のうち、1つ目はそこに丸が書いてありますけれども、魅力発信に丸印をつけていただくとともに、①とご記入いただきたく存じます。最後、3に論点及びご自分のご意見の欄につきましてですね。それも※印に記載しておりますとおり、どのようなことを議論するかと、ご自身のお考えはどうかということ、できるだけ簡素にご記入くださいと。そこに例でお示ししておりますとおり、先ほどの①の橋の下の有効活用については、そこに記載例のとおり、読ませていただきますけれども、鴨川河川敷は府市民や観光客など、さまざまな人が散策やジョギングなどに利用されていると。橋の下は夏場などは日陰にもなり、利用者のちょっとした休憩所になると。橋の下の空間を休憩施設として整備し、あわせて鴨川の歴史などを紹介する空間として活用してはどうかというような記載でお願いできればと思います。

議事（1）の今後議論する課題につきましての説明は以上でございます。

○金田座長

はい、ありがとうございます。ただいまの説明がありましたように、委員の皆様方のご提案をぜひともお願いしたいと思っております。こういうことは議論すべきだという点について、事務局の説明にありましたように、ちょっと忙しいですが、5月中に郵送でもファクスでも電子メールでも何でもいいからお知らせいただきたいというふうなことでございます。

それから、資料の1のほうで、これまでの状況というのを簡単にご説明いただきましたが、これはこの内容について1回やったからもうやらないというものではございませんので、必要があればいつでも取り上げるという形であるべきものだというふうに思っておりますので、それもどうぞ、これはやったから取り上げないんだということではなしに、必要に応じて取り上げるようにしていただけたらというふうに思います。

それに、明らかに議事を少し送っております、今期で継続になっているもの、今期でもぜひとも取り上げるべきものも残っておりますので、それも資料の準備が整い次第、取り上げたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

何がご質問などございませんでしょうか。

○田中

田中でございます。先ほどおっしゃったと思うんですけど、報告事項というのは今回なくしてしまうんですか。

○金田座長

いや、報告はしてもらいますけれども、報告事項であっても御意見を賜るというふうに

したいと思いますので、特に議事と報告事項と分けてということではなしに、両方ともご意見を承るようにしようということで進めさせていただいたらというふうに思います。

○田中

そうですか。23日付の体制についての通知には報告事項が5、並んでおりますが、これは何かの利用で、今おっしゃったように、今回は議論と同時に並行して話を進めていくということになるんですか。

○金田座長

はい。田中委員もよくご存じのとおりで、以前はこの形だったんですけども、途中からご意見を承るために区別をなくして進めさせていただいております。その方向を続けたいなというふうに思っている次第でございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

そうしましたら、そういうことでご意見を承えるようにしたいと思いますので、よろしくをお願いします。それから、スタートしたばかりのときに先のことを申し上げるのは恐縮でございますが、前期までの3期につきましては、2年の任期の最後の半年ぐらいの間に、特に公募委員の方々に取りまとめてご意見をつくっていただいて、その意見を開陳していただくということをやってまいりました。今回もぜひともそういう形でお願いできればというふうに思っております。まだまだ先の話でございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

議題、あるいは課題のご定義をいただくということにつきまして、何かほかにご質問などございませんでしょうか。

そうしましたら、ちょっと忙しいですけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

(2) 鴨川四季の日について

○金田座長

それでは、議事と書いてあるところですが、2番目に入らせていただきます。鴨川四季の日についてです。事務局のほうからお願いします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

引き続き、北野のほうで説明させていただきます。着席して説明させていただきます。

それでは、右上に資料2と記載しております資料をごらんください。議題の(2)鴨川四季の日について、説明させていただきます。

資料には記載しておりませんが、鴨川四季の日と申しますのは、京都府鴨川条例第25条

で規定されております。条文を読ませていただきますと、鴨川条例第25条1項というのがございまして、府、府民、事業者、京都市、その他鴨川等とかかわる者が連携して行う鴨川条例等の歴史と文化に関する理解を深める取り組み、鴨川へ愛の意識を醸成する取り組み及び鴨川等の四季の魅力を全国に発信する取り組みが促進される契機とするため、鴨川四季の日を設けるといふようなことございまして、その後、第2項といたしまして、鴨川四季の日は毎年四季ごとに知事が別に定める日とするという、こういう規定がございます。

資料の2にありますとおり、26年2月16日から23日が26年度冬の鴨川四季の日というふうなことでございます。

冬の主な活動でございますけれども、真ん中の(2)をごらんください。「鴨川探検！再発見！第34弾「水辺の野鳥観察会」」というふうなことでございますけれども、この観察会は、本日は残念ながらご欠席されておられるんですけれども、中村副支部長が属する日本野鳥の会というのがございまして、そのご協力を得て、京都府の河川課と京都土木事務所の職員が行っているもので、主に小学生以下の子どもたちと保護者の方に参加していただきまして、鴨川の散策しながら河川敷にすむ生きものとか植物、野鳥とか昆虫などを観察する学習会を行うことで、鴨川の魅力を発信していただいて、また川へ理解を深めてもらおうと、この取り組みとしては、春、夏、秋、冬があるんですけれども、16年から実施しております、実は昨日、35回目、本日ご出席の小牧さんが属する自然観察指導員京都連絡会のご協力を得て、12組37名の子どもたちと保護者の方にご参加いただき、11年目を迎えるイベントとなっております。この活動を(1)とか(3)でホームページや京都府庁の関係で展示して情報発信というふうなことをしておりますというふうなことでございます。

資料の裏面をごらんください。鴨川四季の日、春の主なイベントというふうなことで、春につきましては主なイベントといいますと、一番下の鴨川茶店への啓発パネルの出店というふうなことでございます。この鴨川茶店というのは、もちろんご存じの方もよくおられると思うんですけれども、まず、有識者メンバーでご出席の杉江事務局長が所属されておられる鴨川を美しくする会が主催されているもので、河川美化の啓発活動として昭和48年4月に第1回が行われて今回で40回目となります。資料にありますとおり、26年4月12、13に北山大橋と来た大路大橋左岸側で行われまして、京都府はこの場をおかりして、鴨川条例の啓発パネルなどを行って1000名以上の啓発物品を配付いたしました。申しわけございません、鴨川ライオンズクラブもです。大変失礼しました。

次の資料をごらんください。最後に、夏の取り組みの予定についてご説明いたします。期間ですけれども、平成26年8月2日から11日です。この期間は、次の紹介する各種イベントの一番下の京の七夕にあわせて設定しております。イベントの詳細は、京都府の観光課のほうから資料を用いて報告事項として説明いたします。

そのほかの今年度開催予定の紹介イベントといたしましては、本日、有識者メンバーとしてご出席の代表理事が所属する鴨川納涼床協同組合が主催する鴨川納涼床と祇園祭の神輿洗式と大文字五山の送り火、そして、先ほどご紹介しました子どもたちへの学習会の第36弾ということで、鴨川の生きもの観察と水質調査を予定しております。発信方法はホームページによるイベント紹介、府庁内の展示スペースを利用した発信、府民だより、ラジオを活用いたします。

鴨川四季の日についての説明は以上でございます。

大変失礼いたしました。

○金田座長

ありがとうございます。鴨川四季の日という全体のテーマのもとで、春、夏、秋、冬と4回のイベントといえばイベントなんですけれども、それを催して、それを通じて鴨川と親しんでいただくというか、親水性を高めるということも含めまして、親しんでいただくというのが趣旨だというふうに理解をしております。本年に入ってからの実施の状況と、これからの夏の予定についてご説明をいただきました。何かご質問やご意見はございませんでしょうか。こういうところに注意してもらったらよろしいとか、あるいはこういう方向にしたらもっと有効になるのではないとか、そういったようなご意見を承ることができると、それを生かしていくことができるというふうに思います。

○長山

情報の発信につきまして、せっかくいい企画でやられているんですけれども、まだまだ不十分じゃないかというふうに。もっと一般、広い方に知っていただく方法を検討すべきじゃないかなと思うんです。今、テレビなんかで、例えばNHKの総合の「京いちにち」ですかね。ああいったもので、京都のいろいろな催し物を紹介されているようですけれども、そういったものを利用して、こういったイベントをやっているというのを、もう少し広めたらどうかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○金田座長

ありがとうございます。現在、どういう形でインフォメーションを流しておられるの

か、ちょっと説明をお願いします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

先ほど、ご説明したように、現在はホームページによるイベントの紹介とか府庁内の展示スペース以外に、時期があれですけど、府民だよりとかですね、ラジオ、うちの媒体を使ってやっていただいていますけれども、貴重なご意見をありがとうございます。今後、例えばきょうはNHKの方はご出席されていないですけども、NHKの方とか、そういうのも含めて情報の発信を、さらにご意見をいただいた形で情報発信がより広くできるように努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

○金田座長

ありがとうございます。やはり情報の発信というのは大変重要な点でございますので、これだけにとどまらず、いろんな点でそういうふうに留意していただきたいというふうに思っております。

それから、先ほどからの説明の中で抜けていたように思います、特に今回、新しくお加わりいただいた方々には初めてのことで説明しておくべきだったんですけども、この議事録なども、もちろんご発言の内容をご本人に再確認をしていただいた上での話ですが、ホームページ上で公開させていただいておりますので、その点もご承知おきいただければというふうに思います。

いかがでしょうか。

○真下

鴨川の四季ということで、春、夏、秋、冬、いろんないい事業をやっていただいているんですけども、もうちょっと鴨川全体を公園とみなしまして、いわゆる上流域から下流域まで全体を見て、部分的に行事はされていますけれども、鴨川に対する予算の関係も、これからどれだけの予算が鴨川の活動のために予定されているのかということもあるでしょうけれども、もっと総合的な視野で京都に鴨川という存在をしっかりと全国、あるいは世界の国々にも浸透させるためにも、どれだけの予算化されて、この鴨川の四季という、四季をキーワードにして、やはりもっとイベントといいますか、逆にいえば1カ月に一遍ぐらいはいろんなことをやっていく。そういう意味では、四季というくりもあるんですけども、12カ月の中で、月に1回は鴨川で何かやっているというようなことが、具体的に何をやるかというのは私もすぐは思い浮かびませんが、もっといろんなことを、鴨川の公園、鴨川全域を公園とみなして、12カ月でいろんなイベントをしていく。そして、

京都の市民、府民は当然ですが、全国の方々、あるいは世界の人々から、京都に来れば鴨川には一度は行こうというふうな、毎月イベントをしているというようなことが必要でしょうし、確かに春の桜なんかは非常にきれいな鴨川が見られますけれども、秋が弱いですね。秋のもみじというのは、もうちょっと植樹をして、秋の風景をもっと立派にするとか、もっと花を年中いろんな花を、ゾーンを決めて咲いているような区域分けをしながら、いわゆる京都の目玉に鴨川をしていく。こういう構想でやっていけば、府民会議をしている委員も、皆さんからいろんな意見を聞きながら、京都の活性化の基本とするキーワード、鴨川が中心になって京都の活性化をしているというようなことでやっていけないかと感じがいたしております。

○金田座長

ありがとうございます。大変重要なご指摘だと思いますけど、ちょっとこれまでそういうイベントで、どういったことについて検討してきたのかということも、次回にでもご紹介をさせていただいたほうがいいかもしれませんですね。

いろんな議論がございまして、河川敷は鴨川都市公園でもあるんですけども、同時に自然の生態の残っているところでもありますので、そのあたりの兼ね合い、近くにお住まいの方も多いいところから、どういったあり方がいいのかということについて、いろんなことをご議論をいただいております。ですから、静かな散策の対象がいいというご意見もあれば、多少、にぎわいを創造するような、そういったイベントもよろしいという意見もございます。それに対する反対もございます。いろいろあるんですけども、そういったことを今までも議論してきましたし、引き続き議論すべきだというふうには思っております。ちょっとまたお手数ですけども、少しこれまで検討してきたような意見を整理しておいていただけたらと思います。特に、鴨川にはたくさん橋がかかっていますが、橋の下のところは環境がよくなくて、散策するにもいいんだけど、橋の下がもうひとつだという意見が多かったということもございまして、そこをどうするのかという議論も長い間、いろんな形で進めていただいて、今、2カ所完成しているんでしょうかね。さらに数をふやして、それを河川敷として邪魔にならない、かつ環境をよくするような形の、ちょっとしたミュージアム的な要素を持たせるというようなこともやっております。ですから、そういう議論を進めてまいりましたし、これからも進めていくべきだろうと思います。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

そうしましたら、そういう議論はこれまでのことも紹介いただいた上で、またやってい

きたいと思います。

それでは、「鴨川四季の日について」までが議事になっておりますが、次の報告事項と書いてあるところも、またご意見がありましたら承りたいということでございます。報告事項になっておりますが、まずその1番の鴨川の整備についてです。事務局から説明をお願いいたします。

4 報告事項

(1) 鴨川の整備について

○齋藤（京都府京都土木事務所）

京都府京都土木事務所の齋藤と申します。どうぞよろしく申し上げます。私のほうからは、ただいまご紹介いただきましたように、鴨川の整備についてということでご報告をさせていただきます。資料でいきますと3番、こちらは、「鴨川、高野川 平成25年度整備内容」ということで図面にしております。真ん中にアルファベットのYの字のような形で青く塗っておりますのが鴨川、高野川ということになっておりまして、それぞれの位置につきましては、橋梁名称で示しております。そして、工事をした箇所につきましては、赤い丸印をつけまして、現在の状況につきましては、そこから見出しをつけているような形で写真でご紹介をしております。

順番に個別のお話をさせていただきます。左上のほう、2つですね。こちらのほうが中洲管理ということでやっております。ちょうど今回は、御園橋、賀茂大橋付近につきまして、ざっと9000立米の土砂を撤去いたしました。この写真を見ますと、かなり水が多いような写真になってしまっていますけれども、実際にはルールにのっとりまして、2割程度、中洲を残した形で施行しております。なお、中洲管理の詳細につきましては、この後、少し補足説明をさせていただきたいと思っております。

その次、その下の写真です。こちらは鴨川右岸、四条大橋から団栗橋の間、約270メートル区間の整備になっております。概要につきましては、四条大橋よりも北側、3メートルから6メートルの土系舗装を施した園路、それから一部、芝を施工しております。こちらにつきましては、市街地中心地での工事ということもありましたので、工事中には仮設の歩道やパネルを設置しながら工事を進めてきたということで、現在、完成をしている状況になります。

その下につきましては、鴨川右岸、堀川との合流部です。こちらにつきましては、以前に低水護岸の整備を終えておりました。また、隣接の火打形公園への橋梁も設置しており

ます。そして、平成25年度には約500メートルの区間について、堀川右岸の園路整備、鴨川右岸の高水護岸の整備、園路の整備というものを進めておりました。写真のほうは施工中のものになっているんですが、護岸を整備いたしまして、その上から土をかぶせたような形、そして、川の高水敷の中で園路の整備を進めている最中の写真ということで、こちらにつきましては、大規模な工事となっておりますので、この夏ぐらいには完成する予定としております。

その一番下の写真、次の写真ですね。こちらにつきましては、鴨川の右岸、名神高速道路付近の護岸整備の工事をやっております。こちらにつきましては、約100メートルの区間につきまして、低水護岸の整備をいたしました。真ん中のほう、白く写っておりますのが護岸となっております、ちょうど名神高速道路の下あたりに整備が完了した状況を示しております。

その右側、こちらにつきましては、鴨川右岸、勧進橋から水鶏橋、そして、近鉄橋から竹田橋付近での工事を示したものになっております。約800メートルの区間につきまして高水護岸を、300メートルの区間につきまして低水護岸の設置を行いました。こちらにつきましては、ちょうど京都高速道路の並行区間の写真になっているんですが、その部分について、高水護岸の整備を行った写真になっております。JRですとか近鉄とか、そういったものの交差の多い地域ですので綿密な調整をしながら工事を進めてきたといった状況であります。

その上のほうに、この写真につきましては、鴨川の左岸、塩小路橋から東山橋の区間、約500メートルの区間について園路の整備を進めたものです。まだ、一部の区間ができていなかったり、あるいは舗装の工事が終わっていないところもあるんですが、鋭意、こちらの園路についても整備を続けていきたいということです。

そして、その上の写真、こちらは何の写真かわからないところがあると思うんですが、北側のルート、こちらのジョギングロードの北側の整備をしているんですが、昨年11月のウォーキング、ジョギングの大会なんかも開催いたしまして、皆さんに活用していただいている状況であるということです。

ちょうど鴨川と高野川という文字が書いてあるすぐ下のところ、柵野堰堤のところ、赤印をつけているところです。こちらにつきましては、柵野堰堤のところ、相当土砂がたまっておりましたので、土砂の撤去を見込んでいるというような状況を示しております。

主な工事の内容については、こういう形で進めておまして、さっき委員長からご指摘

のありました鴨川のギャラリーにつきましては、現在、製作中になっておりまして、四条大橋、それから丸太町橋の付近、この2カ所を今後整備をすることになっています。

以上が、平成25年度の整備内容ということになっております。

続きまして、次のページのほうを見ていただきます。こちらのほうが、先ほどちょっとお話しいたしましたが、中洲の除去を簡単にまとめたものになっています。中洲の除去につきましては、平成21年度から10年サイクルで対応していくということで、試験的に取り組んでいる内容ということになっています。その下のところ、基本的な考え方という部分に書かせていただいておりますが、二条大橋より上流の中洲については、10年サイクルで掘削・除去をしていくと。そして、その下のところにありますように、護岸を含めて、土砂のたまったところ、そういったところにつきましては、護岸の保護が必要ですので、一部存置すると。それから、その下の部分、中洲の処理に当たって20%ほどを残し、かつ施工区間を連続させないようにして施工していく。こういった基本的な考え方を持って対応しておりまして、その対応状況はその右側にありますような図面でこのルールに従って整備してきた状況を記載しております。

その下のところ、木杭・捨石等による実験的取り組みというふうに書かせていただいておりますが、こちらにつきましては、平成23年度に高瀬川の中で木杭とか捨石を設置いたしまして、こちらにありますように、安定ですとか水際の多様化、あるいは生物環境の形成といったものを期待して取り組むということになっています。

ページをめくっていただきまして、中洲をこういうふうな取り組みをしまして除去しております。その結果、どんなふうに変化していくかということで、写真撮影をしながら取り組みをしているということです。本年度がちょうど10年してきた中の5年目ということで中間年になることから少し書かれています。その次から3ページ、1ページ目が赤い枠に囲んだところ、土砂の堆積状況、そういったものを枠で囲んだもの。次のページが除去の方法についてということでまとめたもの。そして、最後のページが木杭・捨石等の実験施工についてということでまとめたものです。3つの内容でまとめております。

1つ目のところですが、こちらに土砂の堆積状況と除去サイクルについてということでまとめております。先ほど申しましたように、おおむね10年サイクルを目標に工事をしていこうということで、実際に施工し、長いところでは4年ほど経過しているということです。その下のところ、左側の分になりますが、松ヶ崎人道橋下流ということで、こちらにつきましては一番上が施工前の状況、そして施工直後がその下のところということになり

ますが、3つ目の写真、1年たちますと土がもとに戻ってきている状況ですけれども、ところがということで、ちょっとこれは参考に載せさせていただいたんですが、出水の後、こちらのほうは堆積した土砂が残ったような形になっているということで、比較的早く土砂が堆積をして、出水の後も残っているような事例ということで挙げさせていただいております。

その右側、荒神橋。こちらにつきましても、一番上、かなり堆積した状況であって、2つ目で施工したと。ちょっと水の量によりまして見え方が違うんですが、その下、3つ目の状況を見ていただきましても、2年ほど経過をいたしましても、なかなか土砂は堆積してこないということです。ただ出水がありますと、土砂が流されていってしまうという状況を示したものになっています。こういった形でフォローをしてきたんですが、やはりかなりその場所、場所によってばらつきがあるのかなと。そして、土砂がたまりやすい部分、たまりにくい箇所、そういうところがあるのかなというのがモニタリングの結果になっているということです。

それでは、次のページですが、次のページにつきましては、除去の方法について示しております。先ほど申しましたように、中洲につきましては2割ぐらいは残していると。寄洲についても残している。それから、施工した上下河道については連続して施工しないようにしているということで、景観、環境の回復のきっかけをつくってこうという取り組みです。

左のほうにあります、丸太町橋の付近ですね。こちらも同じく施工前にはかなり堆積しておりまして、2つ目でかなり取った状況と。ところが、3つ目の写真でありますように、寄洲付近からこちらの残った中洲が伸びてきている、環境が回復してきている様子がうかがえる写真になっています。こちらにつきましても、今回の出水で消滅してしまっているというふうなことになっています。

その右側、こちらは西加茂橋上流です。こちらにつきましても、施工前から施工後ということで、中洲の処理を行ったわけですが、かなりわずかな期間で中洲の景観が回復した事例ということになっています。また、護岸につきましても、大きな掘削はなくて、これまでは幾らか出ていないということです。そうした形で、現在の状況は特に問題はないと考えている事例です。

次のページですが、こちらにつきましては、木杭とか石材を用いて簡易な水制工を実験的に施工した事例です。左側の写真を見ていただきますと、石でこういった形で流れを少

し変えてみると、そうしますと、護岸とこの石の間で、ちょっとワンドのような部分ができ上がってくるということになっています。こういったところを観察してみますと、こちらにありますような稚魚ですとか、そういったものが集まって環境が回復してくるといいですか、形成されているというような事例になっています。

そして、その右側、松ヶ崎橋の下流のところ、護岸の上のところに木の杭を打ちまして石などを設置した事例ということです。その下の小さい写真を見ていただきましとわかりますように、草花が生えてきまして自然が回復していると。そして、その下の写真、ちょっと見にくいんですが、この木の間ですとか、あるいは石の間、こういったすき間なども活用して環境の回復になっているような事例だというふうに考えております。

冒頭申しましたが、10年試験の中の5年目、長いところで6年目ということなんですが、長期的には現在の除去方法で継続していきたいなというふうに考えております。土砂の除去につきましては、やはりたまるところ、たまらないところ、傾向が出てきておりますので、この10年サイクルを基本といたしますが、土砂がたまったところ、多くたまったところについては対応していきたいなというふうに考えているということです。

私のほうからの報告は以上です。

○金田座長

ありがとうございます。ただいまの鴨川の整備についてというご報告ですが、何かご質問、あるいはご意見などございませんでしょうか。

○竹門

賀茂川漁協の竹門です。この中洲除去という事業につきましては、魚の生息場の立場からしますと、非常に重大な関心事でございまして、日ごろより漁協サイドから土木事務所さんのほうに除去の事業のあり方、あるいは方法について具体的にいろいろな要望を出させていただいております。

この府民会議の席で、今回、5年目、もしくは4年目に相当するというので、こういった評価の資料が出てきたタイミングで、私としてはもう少し深い議論をしていただければありがたいなと思います。特に今回、お示しいただいた「今後の議論する課題について」の内容として、黒字で挙げられている「中洲除去の中間評価について」が重要な課題になると思います。

今後、議論するときの論点としまして、1つ先に申し上げておきたいことがございます。それは中洲除去という言葉を変えていただきたいということです。そもそも、除去をする

目的は河積を増やして、治水上必要な流量を確保するということであって、中洲を取ることが本来目的ではないはずです。例えば、川幅が非常に広がったり、勾配が急であったりする場所に関しては、中洲があっても治水上問題ない場所も当然考えられます。ところが、この事業の名称だと、中洲があつたらまずいという考えになりがちですよね。したがって、中洲除去という事業名は適切ではないと考えます。川の環境から見れば、中洲の持っている生態的な機能は高く評価されるべきです。環境評価の項目の中に、例えば生物相にとつてですとか、いろいろ言葉としては入っていますが、具体的な評価に際しては生きものが実際にどこを利用しているかを調べていただきたい。生きものの立場からすれば、たとえば、湧水が湧いているところに中洲があると、夏の間も冷たい水が保持される水温環境が形成されます。実際、そのような環境を利用している生きものはたくさんいるわけです。このため、中洲があることによって、たくさんの生物が夏を過ごせる、あるいは冬を過ごせることに繋がります。こうした観点から、中洲の役割をしっかりと評価していただきたいというのが要望でありますし、向こう5年間の基本的な考え方をここでもう一度ぜひ見直していただきたいという要望でございます。

○金田座長

ありがとうございます。そのことについてのただいまご指摘いただいた点でございますが、それについての府民会議としての姿勢は、今も事務局からの説明の中でご紹介がありました。10年サイクルで考えるということについてはそれでいいだろうというのが1つと、中洲除去という言葉自体がよくないという話はしていなかったんですけども、これは今後の問題で、何がいいかということで考えたらいいと思いますが、中洲を除去する際に、その方法についてはまだ試行錯誤の段階なので、試行的にやっているから、その結果は詳細にまた後ほど検討する必要があるという理解で進めていただいておりますので、そのことをひとつ前提としまして、ご紹介いただきましたように、全体としてこういう形で進んでいるというのはそのとおりです。除去するということがございますから、そのとおりでよろしいんですが、ただ、もうちょっと具体的にどういう工事でどういう形でやっただうなったのかということについて、全部についてなかなか難しいかもしれませんが、サンプリングをしてでも、何かご報告をいただいて議論をする機会をつくっていただければいいかというふうに思います。例えば、今、説明していただいた資料3のA4のほうの1ページの下のところ、「木杭や捨石等による実験的取り組みイメージ」というのがありますが、これはあくまでイメージですので、これを実際にやっていただいたと

ころでどうなったのかということについてご報告いただいて、ちょっとご面倒ですけれども、ぜひともデータを出していただいてご説明をいただいた上で、議論をさせていただきたいというふうに思います。今すぐというデータの準備はしていただいているとは思いますが、改めてそういうこともお願いできたらというふうに思います。

ほかにいかがでしょうか。

○田中

今、竹門委員からも意見が出たんですが、私も川の本義は生態系の豊かさだと思っていますので、中洲も確かに治水に大きな問題があると思いますが、人工的に取り過ぎる、まあ取り過ぎるということはないと思いますが、連続性のバランス、自然の摂理の流れというものと同時に、昨今のようにピンポイントで雨が降りますと、むつかしいと思います。大体昔は人工的に中洲を除去しなくても、大水が出たときにバランスよく流してしまうということがあったわけなので、例えば去年の場合でも、10月の大雨で、中洲が流された部分が多いと思いますので、人工的管理と自然の摂理の中での川の流れ方で、砂州の問題もバランスを考えていただきたいと思います。

もう一つは、図の柘野地区に赤丸がしてあるんですが、ここの整備箇所としては、図でいくと、3ページの西賀茂橋上流がこの部分に当たるんでしょうか。この一番初めのページの柘野地区の丸印はどういう整備になっているんでしょうか。

○斎藤（京都府土木事務所）

柘野地区の丸印の工事なんですが、こちらにつきましては堰堤の上流側ですね。ちょうど鴨川の公園ですとか、そういったものがあるところ、ちょうど上流から来まして、堰堤のところ土砂がたまり過ぎるようなことがありましたので、それを撤去しているということです。

○金田座長

堰堤の上流側のたまり過ぎた部分を撤去したと、そういうことの説明ですが、いかがでしょうか。

○田中

上流のいわゆる砂防ダムがございますね。その上流に砂が堆砂していっていると。その堆砂した砂を除去したと、そういう整備をなさったということですか。それはどこへ持っていかれるんですか。

○斎藤（京都府土木事務所）

それは土砂の処分場がございますので、そちらへ持ち込んでいます。

○田中

土砂をちゃんと、中間処理場みたいなどころがあるんですか。

○斎藤（京都府土木事務所）

はい。その処分場のところで処分しております。

○金田座長

よろしいですか。ほかにいかがですか。説明が何かあるようですから、どうぞ。

○板屋（京都府建設交通部理事）

中洲の除去の話が続いているわけですが、昨年、18号の台風がございまして、土砂の移動があったところです。堆積した場所もございますし、一方で削れて流下したというところもございます。河川の治水面でいきますと、やはり断面がしっかり確保されていることが必要ですので堆積した土砂は計画的に除去しなければならないということで、こういった形で進めてきたところでございます。

今回、中間報告というには不十分なところもあるとは思いますが。少々荒っぽく、過去からの経年変化だけをお見せしているような状況ですので、この辺はしっかり土砂がどういう形で動いて、あるいは掘削された場所、あるいは堆積している場所がどういう状態になっているのか。そういった部分は引き続き、技術的な整理をやっていきたいというふうに考えております。その辺の整理もなかなか難しいテーマでございますので、どこまでわかりやすくお伝えできるかというところはございますけれども、引き続き、こういった情報をうまく分析してお示ししていきたいというふうに考えているところでございます。

○金田座長

よろしく申し上げます。

○東川（京都府建設交通部長）

あと、鴨川の生態系が大切だというのは言うまでもなく、我々、治水行政を担当している者としてそのとおりでございますし、そこで楽しんでもらうということも大切なんですけれども、去年の8月以降、鴨川も一部あふれたということもあって、とにかく自分の家の前、近くの鴨川の土を取ってくれという声が、我々行政のほうにたくさん届いておまして、それについて対応するということが河川行政の1つということで、そのところ、どうやってバランスをとってやっていくかということが、まさにご議論になるところではないかと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○金田座長

今の件ですか。

○竹門

今の対応の話ですけれども、府民から除去してくださいという意見が出てくる理由と背景自体が中洲除去という事業の結果といえます。今後の府民対応として、取ってくれと言われるから取るというスタンスではなくて、どのぐらい取ると安全なのか。どのぐらい取れば生態系に対してマイナスになるのか。そのバランスとして目標値をどのぐらいにするべきかを検討するべきです。住民に言われたからするのではなくて、河川管理者がちゃんと目標を立てて、それに対して説明をしていくようにしていただきたいと思います。

○金田座長

はい、ありがとうございます。話がおくれてしまいました。どうぞお願いします。

○真下

私は河川のことはいくらもわからないですけれども、要は整備で大事なポイントは防災ということで、先ほども住民の方が言われているように、これは洪水があってはならないので、防災を考えないとだめだと、これがまず第一だと思うんですね。その中で、こういう距離の大きな川なんですけれども、やっぱり全体像、どういうふうな川に将来していくのか。この川を将来、長期計画とか中期計画とかいろいろありますけれども、中洲を10年ごとに砂を取っているような状態やなしに、将来的には砂がないような状態にするのか。例えばヨーロッパでもいろんなところを見ても、物すごい川の色がきれいでしょう。どこの国を見ても、いろんな国がありますけれども、ヨーロッパの国の川は物すごくきれいでしょう。透き通っていて緑で。鴨川もそういうふうな川にならないかと私はいつも思うんですけれども、そういう意味でやはり泥が入ってきたらきれいな川にならないので、その辺のところ、もう一回、全体像として鴨川は、防災は大事ですよ、防災は当然基本において、防災をおいた上で、どういう構想で鴨川を将来的につくっていくのか。そういう緑豊かな川にしていくのか。中洲なんかを毎回10年サイクルで除去するような川にしていくのやなしに、構造改革をして、もっとしっかりつくる。生態系と言われるけど、生態系は大事やと思いますよ。しかし、生態系をどこかの区域に保つという、ゾーンを決めて考えていくようなこと大事です。そういう整理の仕方をしっかり1回、京都府さんのほうで基本構想というのは、コンセプトをしっかりつくって、長期的、中期的、短期的にどうしていくのか。これを1回発表してほしいですね。予算化もわかるんですけれども、その辺、よろしくお願

いします。

○金田座長

ありがとうございます。ただいまのご指摘のうちの河川整備の方向については、既に計画がございまして、ここでも議論をさせていただいてきました。きょうはちょっとその説明が初めての方に届いていない不手際がございますので、次の段階でまたお願いをしたいと思います。ただ、今のご意見にあるようなヨーロッパの川というのと鴨川は全く違いますので、それは基本的にだめです。全くだめです。ヨーロッパにはアルプスなどの山麓の急傾斜の小さな扇状地はございますが、少なくとも西ヨーロッパの平野部には扇状地はございません。基本的に川の性質が全然違います。地形も違います。ですから、それは比べようのない話でございます。ですから、そういう意味で、本当に鴨川にふさわしい形の整備というのはどうあるべきかという議論をしないといけないと思いますので、どこかほかのものを持ってくるという状態はまず考えられないと思いますので、その点、私は口幅つたいことを申し上げますけれども、そういうふうに今後も考えていきたいと思っております。

ほかにいかがでしょうか。

○大原

物すごく幼稚な質問になってしまい申しわけないんですが、例えば丸太町橋から施工された、私はここ、詳しいので、ちょっとここを質問させていただきたいのですが、中洲を除去した場合、実際にはどのぐらいの土砂を、何%という数字はあるんですが、何トンとか何キロとか、何トンぐらい除去されたのか、よろしければ教えていただきたいなど。恐らくそれぐらいの何トンかの土砂というのはどこから来たというふうに推測というか、我々は認識しているか、もしおわかりでしたら教えていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○金田座長

ただいまの質問は今度まとめてやっていただいたらどうでしょう。今、個別にどこからどうのこうのという話を含めて、非常にデータのばらつきが大きい話でございますので、ちょっと整理をして、まとめて我々もお聞きをしたほうがわかりやすいと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

○川崎

四条近辺の護岸の整備、緑の回廊について、昨年9月の台風で三条、四条間の緑の芝生の部分が大きく破壊されて、現在は土系の舗装になっていると見受けられます。これは恒久的にこの状況で置いておくのでしょうか。それとも、例えば昭和28年以降の大型の水害で、四、五十年単位に1回程度の通常確率の災害と考えると、今後二、三年様子を見た上で、また芝生に復旧整備するように考えておられるのでしょうか。現状の復帰は暫定措置なのかどうかなど今後の復旧の計画があるようでしたらご報告いただきたいと思ます。

○金田座長

いかがでしょうか。土系舗装の被害と復旧と今後の位置づけのあり方ですけれども。

○斎藤（京都府土木事務所）

昨年の台風被害ですが、比較的、土系の舗装のところは大きな被害は少なかった。逆に言いますと、やはり芝生の部分の被害はかなり目立ったかと思っております。先ほど、委員ご指摘のとおり、現在、これからなんです、災害復旧の工事価格となっております。復旧に当たりますと、やはり同じことをしているだけではなくて、例えば芝生の種類の検討をしてみたり、あるいは流れにくい工夫をしてみたり、一番大切なのは、やはり芝を植えてからしっかりと成長して、根が下まで入ってきて、しっかりと芝が生育できているか、そういう養生をしていくことが一番大切かと思っておりますので、少し利用者の方々には、芝生を植えたけど、芝生の中に入れないというようなご迷惑をおかけするようなこともあるかもしれないんですが、そういう形で少し強い芝を生えさせていきたいというふうに考えております。

○金田座長

ほかにいかがでしょうか。この件につきましては、さらにお願いをする形になりまして、少し具体的なデータも含めまして整理してご説明をお願いするということにさせていただきます。

(3) 京の川の恵みを活かす協働活動について

○金田座長

それでは、そのときまたご議論になろうかと思ますが、報告事項の2番目に入らせていただきたいと思ます。「京の川の恵みを活かす協働活動について」でございます。資料の4でございますが、事務局から説明をお願いいたします。

○武村（水産課）

資料4ということで、「京の川の恵みを活かす協働活動について」ということでご報告をします。本活動につきましては、平成23年度から実施しております。1番の協働活動方針ということで、これを読ませていただきます。

学識経験者、農林漁業関係団体、行政の協働（京の川の恵みを活かす会）により、自然環境に配慮した鴨川の改修・整備に活かせる知見を得ることを目標として、調査・研究活動等を行うということでございます。

この中の農林漁業団体としましては、賀茂川漁業協同組合さん、京都の市民組合さんに入っております。それ以外にも鴨川を美しくする会ということで、各団体に入っております。

2番目のチョボですけれども、京都市都心部、特に三条～四条間における天然遡上のアユ釣りの復活や、鴨川をはじめとする京の川で育ったアユ・ハエ・ゴリ等の川床料理等での利用拡大を目指すということで、単に天然遡上を復活させるだけではなく、遡上の魚たちを利用することで、京都というものについて知っていただくということで活動しております。

2番目のところですが、25年度の活動と成果ということで、都心部への天然アユ遡上を目指し、区間で最大の落差を有する龍門堰及び都心部までの障壁である今井堰、三条・四条・丸太町落差工に仮設魚道を設置し、遡上状況を調査したということでございます。

実際の成果ということですが、6月下旬を中心に約3000尾の天然アユが龍門堰の仮設魚道を通過し、少数は二条大橋から丸太町橋の間まで遡上していることを確認しております。ただし、平成25年度は渇水のために天然アユの遡上量は例年に比べ著しく少なかったということがございますので、比較でございますけれども、平成24年度につきましては、約3万尾が天然遡上ということで、龍門堰以上のところに上がっているところがございます。

それ以外の活動ですが、近隣の児童の仮設魚道見学への対応やシンポジウムの開催、鴨川の自然の恵みについての啓発・普及活動を実施したということで、この中ではアユの食べ比べとかアユに関するシンポジウムをやらせていただいております。昨年につきましては、関西テレビさんのほうで淀川水系のこういう自然環境活動をやっているところをたしか玄関のところで集められて、そこで今会として参加しまして、天然アユが鴨川にもいるんだよということのPR活動をさせていただいたところでございます。

次、26年度ですけれども、5つのチョボがありますけれども、その中で変わったところだけご説明しますと、2番目のポツでございます。荒神口落差工に仮設魚道を新規設置し、天然アユ遡上域の上流への拡大を検証するというので、今回につきましては、順次、天然遡上を促進する仮設魚道を、北へ北へ上げるということで考えています。この荒神口をつくることによって、予想としましては、出町柳まで天然遡上ができるんじゃないかということをご現在考えているところであります。

次のページをめくっていただいて、特に26年度のところを説明させていただきます。特に下線部だけ読ませていただきます。平成26年は、平成25年に設置した5カ所、龍門堰、今井堰、四条落差工、三条落差工、丸太町落差工に加え、新たに、荒神橋下流の落差工（荒神口落差工）に魚道設置を試み、天然アユの生息域拡大を図るものであります。

設置期間は5月上旬から8月下旬なんですけれども、今週の予定ですけど、雨さえ降らなければ5月16日のころから設置を始めまして、遅くとも6月末までに荒神口のところで全部、魚道を設置するというふうに考えております。

設置場所と魚道タイプなんですけれども、去年と変わったところだけ説明をさせていただきます。まず、2番目の今井堰のところなんですけれども、現行は土のうでしたけれども、今回、木組み階段式箱型魚道で、あとに写真がありますので、またご説明差し上げます。4番目に三条落差工左岸ということで、これも昨年までロープをやっていたんですけれども、土のう積み階段式魚道ということで、ともに場所は形式を変えて設置をしていくということでございます。6番目に、今申し上げた新しいということで、新規ということで、荒神口落差工ということで、木組み斜路式箱型魚道、要するに単に箱じゃなくて、箱の中に斜めに魚が上がるような坂道をつくって、その上に水を流して、そこを魚が上に上がっていくという形のものを考えております。

(4) のところでイのところいきまして、ポイントですけれども、④を読ませていただきます。材料は、木や竹などの自然素材を中心に、手づくりできるよう、人の手で運べる重さとするということで、単に仮設魚道を設置するというだけではなくて、その材料ですね、北山杉の間伐材とか京都の自然にある素材を活用して、仮設魚道というものを設置したいということでございます。

次のページが写真で絵を出させていただいております。上のほうの龍門堰は変わりませんので、②の今井堰ですけれども、ちょっと絵がよくわからないかもしれませんが、今までは簡単に土のうを積んで、土のうとは何ぞやということで、次のページの四条落差

工の形を見ていただいたらわかるんですが、大体、この形で石にネットをかぶせてということで、こういう形の土のうということを考えていたんですけども、今回は木組み式ということで設置して、ここを仮設魚道ということを考えております。

済みません、また次のページに戻っていただいて、この中で三条落差工ということで、これは土のう式ということになります。昨年につきましては、単純に何十本のロープをこのところにたらしまして、その上に魚を上らせようということを考えていたんですけども、結果的に水が少なかったんで、ロープに水がかからなくて、魚がうまく上がれないということがございましたので、今年から、実際、成果として土のう式の方がよく上がりますので、土のう式のほうの形に形状変更して上に上がっていくということを考えております。

次のページをめくっていただきまして、上は現行のままです。下ですけれども、荒神口落差工ということで、非常に薄くて申しわけないんですけども、細い線に枠のところがあります。この中に四角の枠をつくりまして、この枠の中に流れの坂道をつくって、そこに水を流して上に上げていくということを考えております。箱の中に斜路をつくって、新しい形の仮設魚道というものを設置していこうというふうに考えております。

以上、6点でございます。大体、事業費としましては、160万程度の事業費でこの事業を展開していこうというふうに、仮設魚道の部分については、大体160万円以内に事業費計上しておさめる形にしております。ただ、基本的には過去にやって使えるものについては使っていくということで、どんどん費用がかさむという形ではなくて、今のものを使うということを工夫してやっていこうということで、決して経費をかけていく形の事業展開はしていくことは考えておらないということでございます。

以上をもって、簡単ではございますけれども、京の川の恵みを活かす会の報告とさせていただきます。

○金田座長

ありがとうございます。何かご質問、どうぞ。

○久保

アユを食べるのが好きなので、どうしてもそっちのほうに気持ちが行くんですけど、前に竹門委員にもちょっと聞いたことがあるんですが、アユの大きさなんですね。これは全然この中には出てきてないですよ。以前には聞きましたけれども。大体それはチェックしていらっしゃるんですか。ただ、堰をつくるということだけに集中されて、どこまで上

がってくるんだろうか。きれいな水やからアユが上がってくるのよという、そういう実験じゃないですよ、趣旨として。将来はそのアユを食生業にとかいうことも踏まえて考えていっしょなのか。そのあたりがちょっとよくわからないんですけど、教えてもらえませんか。

○竹門

私は鴨川で組合の仕事をするようになって大変驚いたのは、現在でも専門の川漁師さんが数名おられることです。彼らは実際に鴨川で天然のアユ漁をして、それを料亭に売って生業にしています。ですから、値段は高いかもしれませんが、京都を訪れる方々が川の恵みを味わっておられる事実がございます。したがって、実験というレベルじゃなくて、完全に実用のレベルです。つまり、天然アユが上がってきたものを漁師さんがとって、それを京都の市井で利活用するということが現実に行われておりますので、その意味では単なる実験じゃなくて、漁の活性化を図るという実用レベルに達しているということです。

○久保

私もアユを釣りますので、漁業のほうもとりあえず購入される方もおられないので、先ほどの漁師さんが出られているということで、天然アユというのを、遡上してきているアユと養殖を放流して、そこに定着させて、一応養殖のアユをそのままじゃなくて、その川で育ったアユというものを天然といいますよね。その場合は15センチなり20センチという大きさで、ある程度の大きさになる。当然、アユを塩焼きで食べても食べられるという感じにはなるんですけど、下からずっと上流へ上がってきているアユ、前、竹門委員にもちょっと聞いたんですけど、10センチちょっとぐらいにしかならへんよと多分おっしゃっていたと思うんです。

○竹門

それは遡上してきたときです。遡上したアユは条件さえよければ9月までには20センチくらいに育ちます。ただし、天然遡上のアユが先ほど申し上げた実用に達するには、漁期の問題が残されています。通常の放流魚の場合には盛夏までに十分大きくなりますので、6月、7月、8月の間が漁期になりますけれども、天然遡上アユの場合は上ってきた時点で小さいですから、漁の対象になるサイズまで育つのは8月の下旬ですとか9月に入ったころになるわけですね。このため、一昨年の実績で、専門漁師さんが一番数をとっていたのは8月末～9月です。1人で一番多かった方は900尾の天然アユを漁されたそうです。そういった方が、初めは漁獲量を尋ねても全然教えていただけなかったんですけどね。どこ

でとれたとか、1人が語り始めたら自慢話になりまして、みんなが話をするようになって、私は700だったとか実績を語っていただけるようになったんですけども、要するに天然遡上アユについては漁の対象になる時期も違いますし、手法も違います。現状の遊漁規定では、その時期には友釣りではなくてほぼ網漁の時期になっています。

○金田座長

よろしいでしょうか。私も食べてばかりおりますので。

○久保

今、先生がおっしゃられたことが事実やと思うので、正直、料理やの立場で言うと、8月の後半から9月にアユを食べたいという人はあんまりいいひんと思うので、ちょっと時期がずれるのかなというのがひっかけはあったんですけど、事情としてはそういうことですよね。わかりました。

○竹門

今後、天然物の遊漁や利用の仕方と仕組みを変えていく必要があると思います。

○金田座長

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○田中

竹門委員にちょっとお聞きしたいんですが、過日も、例の鞍馬川との合流地点のところへ行って、僕も時々見るんですけども、どういうわけか、魚がいないですよ。自然の魚がいないという現状をどのように捉えておられるのか。そして、アユが天然のアユにしる、放流のアユにしる、成育できるだけの水環境があるのか。それについて、水質の検証はしなくていいのか。例えばアユの餌となるものや生育環境が十分あるのかということも含めて、説明していただければありがたいと思うんですが。

○竹門

今おっしゃっていただいた問題は、鞍馬川と雲ヶ畑とからの合流点、ここから下流に終野ダムがある区間で起きています。毎年、この区間にもアユを放流してきましたが、近年は魚類相が非常に貧弱になっているのが現実です。もともと、1970年代から80年代、90年代の前半ぐらいまでは、合流点から高橋下流までのエリアは、鴨川の中では一番立派で、かつおいしいアユが育つ、優秀な漁場だったのですが、ここ数年はアユがほとんど獲れない状況が今起きています。去年は、ここにもたくさんのアユを放流したんですが、解禁日に運悪く静原堰堤の底が抜けまして、嫌気的なネズミ色の水が大量に流出しました。それ

以降、放流したアユが1尾も見えなくなっていました。アユだけではなく、カマツカからオオサンショウオまでみんな浮いてきました。このため、昨年に関しては、魚の姿が見えなくなった原因として、このような嫌気的な水を嫌って、流下してしまったことが考えられます。ただし、ここ数年、放流アユが定着しない状況が続いていますので、業を煮やして、今年はアユの漁場から外し、放流もしていません。放流してもすぐにいなくなってしまうので、上流側の雲ヶ畑川、高野川の上流域、そして出町柳よりも下流にアユの漁場を設定してございます。天然アユに関しては、まだ上流域まで到達する状況じゃございませんので、今後、さらに上流まで上らせたときに、どのあたりの環境を好適にするべきなのかということも順次考えていきたいと思えます。

○田中

もう1点、一緒に作業いたしました、例の産業廃棄物の川への流入は、そういう生きものや生命に影響はございませんか。

○竹門

それについては、ことしモニタリングを開始しまして、生物相の比較を今後も続けてまいりたいと思えます。当然、廃棄物の影響というのは何らかの形で出るかとは思いますが、けれども、どんな因果関係で何が起きているのかというのは現時点で明らかではないので、環境の評価をしていく必要があるということです。

○金田座長

はい。

○杉江

今、竹門委員のほうからそういったお話もあったんですけども、魚が減っている原因の1つあるのはカワウですね。きょうは日本野鳥の会の中村さんはお休みなんですけれども、結構、カワウが根こそぎ稚魚を食べておりますので、そういった点も今後またいろんな面で課題になってくると思えますので、十分見守っていきたくて思っております。

それと、ちょっとずれますけど、いろんな意味で、たしか私の記憶では新しいメンバーが入ってから現地を視察するというのをしておりません。ここ2年たつと、かなり変貌していると思えますので、そういった意味においても、今までのレギュラーの委員さんも含めて、特に新しいメンバーもいるわけですね。整備されたこと、いや、これからまだまだ整備が必要なところ。そして、また先ほど田中委員から話があったように、産廃の中間処理施設の問題等々、いろいろあると思えますので、そういったことも現状をつぶさに見て、

この委員会でいろんな議案が出たらいいと思うんです。

以上です。

○金田座長

ただいまご指摘いただいた点は、ちょっとまた事務局のほうで具体的に可能性を検討していただけたらというふうに思います。ありがとうございました。どうぞ。

○川崎副座長

まず、この3、目的のところの活動方針に書かれている三条、四条でのアユ釣りの復活の件ですが、三条、四条間というのは、先ほどの話にもありましたが、観光客や界限から訪れる人達によって護岸がほとんど埋め尽くされているような状況です。ここでアユ釣りなどをするという事は、活動がバッティングする可能性があって、もう少し別の場所で考えられたほうが良いと思います。ほとんどの人が鴨川や東山の風景を眺めている場所で釣りをするという事は、道具だとか行動面で迷惑をかけることにもなりえますので、ご検討いただきたい。それから、5ページの写真を見せていただいているものですが、木材を使用しているということですが、先ほども委員の方からご意見がありましたけれども、鴨川の景観の良さの一つに、落差工の落水表情が連続して並ぶ姿や自然な水面の流れにあります。木の枠でつくった矩形のこのような覆いや囲いのある構造物があるということはかなり目立ちます。また。木材でも非常に明るい色で目だっていますので、余り景観的には良くないという印象があります。ですから、もう少し形を整えて覆いを取るなど、小さくして目立たなくする、そして、配色も川の場合は土底が非常に暗いダーク色に見えますので、色合いを考えて目立たないようにしていただかないと、鴨川の風景のよさが壊れてしまうと思いますので、ご注意くださいと思います。

以上でございます。

○金田座長

今、ご指摘のような簡易魚道の色のこと、材質のことですが、それはいろいろ問題があるかと思いますが、ご検討をしてみてくださいというふうに思います。

○竹門

1つよろしいですか。鴨川の文化について、川崎委員にぜひ調べていただきたいと思うのですが、1960年以降、アユの漁場というのほどこが中心だったか。実際は三条、四条です。ここにたくさんの人たちがずらっと並んで釣りをする姿が鴨川の風物詩だったということです。ですから、それが観光客とバッティングをするという発言については理解しが

たいです。

○川崎副座長

過去の現状を申し上げているのではありませんで、現在の利用状況を見れば、明らかかと思えます。昨日も現状を見ましたが、護岸のところにほとんどの人が並んで東山と川辺をゆっくりと眺望している人たちが並んでいました。芝生の状況の整備以来、とくに訪れる人も増えており、当初は四、五メートル間隔であったのが、最近は2メートルぐらいの割合で続いているわけです。そこで、そういう観光客をはじめとする多くの人たちが座って水や東山の風景を見ている場所で、釣りをするのは座っている人達からはやはり目障りと感じる人も多いでしょうし、釣り竿や釣ったものを入れる用具とかが護岸付近に置かれたり、活動の面からも迷惑がかかるのではと思います。

○竹門

それも誤解です。これについては杉江委員からご提案のあったように、実際に釣りをされている人たちと観光客の間でどういう風景としての関係が見られるか、実際に見た上で今のような問題だという発言をしていただければと思います。というのは、6月の解禁日には、今年も四条のあたりにはアユ釣り師が漁をしました。三条よりも下流ですが、一番人が集まるのは四条から五条の間です。ここにつきましては、毎年たくさんの方がアユを釣るためのさおを出されています。それを観光客が見ているという姿も1つの京ならではの姿です。アユの解禁日にぜひ川崎委員にその風景をご覧いただきたいと思います。

○川崎副座長

私は見ておりますので、要するに三条、四条間の多くの人が集まる場所で釣りをすることはない。たとえば四条より下流の方でも場所に余裕のあるところでは釣りを見ることはよくあります。ですから、私が申し上げているのは、場所の状況を見て、丁寧に考えていただきたいということです。四条大橋付近、とくに芝生の回廊のある辺りでは事実上難しいということです。全部が全部、アユ釣りがだめですということを申し上げているわけではなくて、場所を考えて、現在の利用状況をもとに、現況調査をもとにして、バッティングしないような状況にすることに配慮してくださいということです。特に三条、四条間はそういう状況がありますので、その辺は注意してくださいということです。

○竹門

注意という意味では検討はさせていただきますけれども、初めから問題が起きるということを前提にされる必要はないと思います。というのは、釣り人が護岸の上に乗って釣り

をすることはあり得ず、実際に釣り人が居るのは川の中ですので、今おっしゃっていたことの主旨が私にはよく理解できないんですけれども。何を注意したらいいのか。

○真下

今の議論が続くので、意見ですけれども、アユはいいんですけれども、京都府が川の水をきれいにして、アユの名が上がっていくというのはいいんですけれども、アユを府民とか市民に還元するようなことであれば、私は非常にいいと思うんです。ですから、それを釣る人が京都府かどこかに釣るとか対応できたら、あるいは安く府民、市民に提供する。そのためのこういう装置を税金でつくるというのは、僕は賛成なんですけれども、ただ、それを一部の漁業の方に提供するためにそういう装置を5カ所もつくって設置して、ここはちょっといかなものかと、こんなことはほんまは漁業組合の方にいかんかもしれませんが、やっぱり府民に還元してこそ、そういう装置をつくって、やられてみれば、結構だと思います。きれいになりますからね。ですけど、その一部の漁民がアユをつくって高く天然資源として提供する。そういう装置のために何で京都府がわざわざ5カ所もそんなものをつくってやる必要はないと思うんですね。個人的には。

○金田座長

今のご指摘ですが、やはり生業として存在するものを大切にし、その特徴を生かしていくという発想をぜひ持っていただきたいと思いますので。

○真下

いいことやとわかるんですけれども、それはいいことはわかるんですけどね、ただ、一部の方にそういう装置を使って、アユが上へ上がっていくということは、そのアユに対して放流されたアユをみんなに還元するというのであればいいですよ。それを一部の業者がそれを獲得して、それを販売するというのであれば、その装置は一部の業者が使うことになるでしょう。だから、そういうことでは、本来、好ましくないんじゃないんですかと言っているんですよ。

○金田座長

はい、どうぞ。

○竹門

大変な誤解をされていると思います。鴨川の漁は、一部の業者とか、営利企業がやっている生業じゃないです。実際は、自称漁師も含めて普通の市民の方のしているものです。入漁券はもちろん買う必要がありますよ。けれども、アユの年券でしたらたかだか8,000

円という元手で誰でもできる。決して一部の業者に対して便宜を与えているわけでもないですし、アユを食べる人も釣り人の家庭の方だけじゃないです。実際、この会の活動の中には市民の方々に味わっていただく機会もつくり出していますし、さらにアユだけじゃないです。昔、京都駅の売店でお土産物として売っていたサギシラズという名前のオイカワの佃煮についても、食文化を復活させるために市民の方に味わっていただくということで、今年の2月に京都水族館で試食会もしております。決して特定の個人の利益になるためにこれを行っているわけじゃないので。

○真下

わかりました。そうしたら、そうふうにやっぱり皆さんに還元することでされているのでは、それはいいですよ。だから、私はそう言っているんですよ。そういうことで、いわゆる広く公共に供すると、そういう趣旨でやられることは、僕はそんな狭い見方も何も持っていません。それは大いにアユを上げておけばいいので、それはお金を160万使っても、みんなに還元して、一部、それを公共に供することになれば、それは結構です。

○竹門

ただし、座長のおっしゃっていたことをアシストすると、こういった活動がただのボランティアですとかお金にならない楽しみだけで終わりますと、長続きしません。やはり経済の中に歯車として入っていかないと、文化として息の長い活動にはなかなかならないので、その意味では、座長がおっしゃったように、経済の中に組み込んでいく、その経済全体を我々が楽しむという、そういうスタンスは必ず必要になってくると思います。

○真下

それはわかりましたけれども、そしたら、公共の福祉のことであれば、例えば一部を漁業組合で負担するとか、そういうことも今後考えられたら。そういう意味ではね。それは当然、設備を使うのであれば半分は漁業組合が持つとか、そういうことも考えていかれて、初めて公共に協力していくということになりますから、そういうことを考えられたら私は賛成です。

○竹門

実際にこの活動を実動部隊として支えているのは組合員でありまして、日当もいただいておりません。お昼のお弁当代が出るだけで、1日じゅう働いてこういう活動をしていますので、今おっしゃっていただいた組合の負担につきましては、いわば使役として十分に代価を支払っているとお考えください。

○真下

総合的にそういうふうを考えていただくのではあれば結構です。

○金田座長

ほかにご意見、ご質問。

○長山

今のアユ釣りなんですけれども、私が子どものころはよく鑑札を買って、一般の市民の方が鴨川でいっぱいアユ釣りされていたんですよ。それは特に三条、四条、この辺は非常に多くの方がやられて、それも京都の夏の風物詩やったんですね。それを見て、観光の方もまたようけ来られていたんですよ。そういう意味からいって、そこを禁止するとか、そういうことはあんまりよくないんじゃないかなと。京都、鴨川全体にとって余りよくないんじゃないか。最近では、非常に残念なことにそういう人が減っているんですね。一時、鴨川が汚くなって、アユも余りいなくなって、ぱっと途絶えてしまったのが、最近ようやく鴨川は水がきれいになってきて、その環境を取り戻しつつある状況かなというふうに思っているんです。

ですから、その辺をもう少し温かい目で見ていただいて、鴨川がそういったものでいろんな人が楽しめるような鴨川になってほしいなというふうに考えています。

○金田座長

ありがとうございます。ただいまのご指摘でございますので、鴨川の歴史的な背景も改めて専門の方々に話を伺って、我々の考える基盤にしたいというふうに、事務局のほうも考えるし、そういうことを企画したいというふうに思っております。それから、現地の見学についても、まことにそのとおりでございますので、ぜひとも具体的にご検討いただきたいと思います。

アユの好き嫌いもありますが、私は好きなほうですが、アユの話はここで中断させていただきまして、報告事項として並べてある3番目に入らせていただきたいと思います。

(3) 鴨川における良好な景観形成について

○金田座長

鴨川における良好な景観形成についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

北野でございます。座って説明させていただきます。

配付資料5、鴨川における良好な景観形成についてということでございます。簡単に説明をさせていただきます。2行目にありますように、鴨川に面した建物におけるエアコン等の工作物が景観の阻害要因とならないようにということで、次の3つのことを決めております。1点目としては景観配慮要請区域の指定ということで、指定区域は鴨川右岸の二条大橋から五条大橋までというようなことで、ことしの3月14日に指定しております。

2点目といたしましては、鴨川景観対策（エアコン室外機等対策）ガイドラインということで、先ほど議論になりましたけれども、考え方としては目隠しと塗装ということで、見えないようにするのか目立たない色に塗るのかというようなことのガイドラインです。3月24日に設定をしたと。これは後から資料をまたごらんいただきますけれども、3点目といたしましては、鴨川景観対策事業補助金というふうなことで、補助金をこれも受けて、3月24日から受け付けております。この3点でございます。

1枚めくっていただきまして、先ほど、3つ目にご説明した補助金、これは対象者が限られているんですけど、真ん中ぐらいに補助対象者、二条から五条大橋までの鴨川右岸の河川区域に隣接する土地所有者または使用者が構成員となっている団体、事業協同組合、町内会、自治会その他の団体というようなことでございまして、補助対象経費が二条大橋から五条大橋までの鴨川に面して、建物1階以下に設置されている冷暖房機の室外機に対して行われる塗装、撤去、河川区域から見るできない場所への移設、目隠しの設置に要する経費、最低自己負担額1万円ですけれども、一番最大が左下です。桃色で、室外機を塗装し、かつ、府内産木材などを使用する場合に限るなんですけど、目隠しの設置に要する経費ということで、経費の10分の10以内ということなんですけれども、最大4万円の補助、これが最高でございますけれども、こういう補助金をつくっております。

次のページをごらんください。先ほど3つ目に説明いたしました目隠し、塗装のガイドラインでございますけれども、こういったものということで、2ページ、3ページをごらんください。2ページのほうです。囲い込みか色塗りか、あと明度3以下のものを表示して、ガイドラインを策定しております。

説明は以上でございます。

○金田座長

ただいまの特にエアコンの室外機についての景観対策としてのガイドラインの設定につきましては、別途に専門委員会を設置していただいて、そこには副座長の川崎先生にも入っていただいて検討を進めていただいております。その結果がこういう形になりまして、

これが大きなプラスになるのではないかというふうに期待しておりますが、いかがでしょうか。何か質問などございましたら。

○真下

そもそも論ですけれども、もともとみそそぎ川に床ができていますね。これは完全に、共益費か何かを出されて、各お店はされているのでしょうか。そういうことじゃなしに、まったく無料でその期間、使われているということを、まずちょっと確認させていただきたいんですけれども。

○久保

官民の境界というのがございます。これが確定ができていないところが約半数以上です。ですけれども、一応、組合のほうとしましては、河川敷というふうに見なしております、いや、違うよと。うちの土地やし、官民の境界が引けてないよとおっしゃられても、強引に河川の占用料をお支払いいただいて、京都府に納めております。そういうシステムになっております。

○真下

それは毎月ですか。

○久保

期間ですね。

○真下

期間1000円で、1万円を超える部分を払われると。

久保

そうです。広さによって違う。

○真下

はい、わかりました。

○金田座長

いかがでしょうか。ほかにご質問などございませんでしょうか。室外機に関しましては、川のほうの側から見ると、大変気になる存在で、それに対しての何らかの対策をとる必要があるということは、この会でも共通のご意見でして、それから検討を重ねていただいて、こういう形の補助金のシステムまでつくっていただいたということでございます。これが効果があれば、大変結構なことだと思います。

何か。はい、どうぞ。

○杉江

手前どもの会のほうも、長きにわたり、この問題も、今、久保代表理事がおっしゃったんですけど、今のそれ以前の鴨涯保勝会の時代ですね。それも2代ぐらい前の会長の時代から、私の記憶ではたしか第3回世界水フォーラムのときから、やはり外国から多数の方が来られると。何とか今の床の下の室外機等々、景観のいいものに直せないかという話が盛り上がってきておりましたけれども、なかなか具体的には進んでおりませんでした。こうやって鴨川条例、また鴨川府民会議を経て、今の代表理事の久保さんのご尽力もあり、また、管理しておられる京都府土木事務所も大変苦勞があったと思ひまして、よくここまでこぎつけられたかなと思ひて、たしか私の記憶では30年ぐらいかかったと思ひます。鴨東線が開通してから、ますますの風貌になっていくことを楽しみにしております。本当にご苦勞さまでございました。以上です。

○金田座長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○久保

せっかく鴨川を美しくする会の杉江事務局長からおほめをいただいて、非常に申し上げにくいですけれども、要はこのエアコンをまず隠す、色を塗るということをするべきだというのは、ガイドラインもできていますけれども、あくまでも努力目標ということでございまして、ひょっとすると、二条大橋、五条大橋の間というのは、納涼床の業者やと皆様が思っただらっしゃる可能性があるんで、それもちよっと申し上げておかなければいけないんじゃないかなと思ひて。

納涼床を展開しておる組合員の持ち物としてのエアコンと、それから一般の民家があります。民家の持っているエアコンが大体同じぐらいの数です。だから、団体にとというのは、うちの団体も1つの受け皿になるんですけども、各町内会も鴨川に隣接した道路の町内会は受け皿になっています。今、補助金のことを言っていますけれども。だから、直接、本人が言っても、そこにはおられないということですね。努力目標ですから、何年か先に全部きれいになっちゃうよという、納涼床の鴨川条例におけるガイドラインとちよっとすみ分けをして考えていただいたらと思ひます。ただ、裏側の鴨川やからええねんという考え方はおかしいやろうと委員さんにおっしゃられたことがあって、確かにそうです。木屋町通りに面していたり、先斗町に面していたら、玄関きれいにしはったら、裏はどうでもええのかといたら、確かにそんなわけはないですから、あちらも玄関と同じような位置づ

けなので、できる限りたくさんの人に対応していただいて、京都府さんのほうも意見を抽出していただいて、これはできますよとか、これはあれしますよという形で、できる限りきれいになるようにやっていきたいと思いますという流れでございます。ですから、何年か先には全部ふたができるよというものでは、残念なことにはございませんので。それでしたら、私はここにいけないぐらい組合員に突き上げを食わなきゃいけないとなりません。あくまでも努力して、そういうふうにしましょうというふうに発声をしているということでございます。それだけちょっと一言。

○金田座長

ありがとうございます。特にこの件などの場合、典型的でございますが、これを今のこのような形の問題があるにもかかわらず、その方向に持っていくためには、できるだけ熱心にかつ身近なところの広報活動を進めていただかないといけないと思いますので、それこそ各団体も含めまして、ぜひ広報活動を進めていただくようお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

いかがでしょうか。次の議題にとりあえず移らせていただいてよろしいでしょうか。

(4) 京の七夕について

○金田座長

報告事項の4番目に書いてあります「京の七夕について」でございます。説明をお願いいたします。

○吉田（観光課）

京都府の観光課でございます。済みません、座って失礼いたします。

京の七夕の事業概要でございますが、趣旨は5回目の節目となる今回は、「一年に一度、願いを込めて」をテーマに、七夕の節句の意義やいわれを見つめ直し、その伝統を引き継ぎつつ、伝統産業や和装の振興などを含めた京都ならではの現代版・七夕祭りとし、夏の風物詩としての定着を図ります。

開催時間は平成26年8月2日から11日の10日間でございます。

実施主体としましては、京都府、京都市、京都商工会議所、京都仏教会等で構成します京の七夕実行委員会となります。

事業計画ですが、まず、堀川会場と鴨川会場、2カ所ございまして、堀川会場のほうですが、押小路通りから一条戻橋の間、堀川遊歩道沿いにササ飾り等の七夕にちなんだ演出を展開いたします。内容としましては、光の天の川、ライトアップ、竹と光のアート作品

の展示。竹と光をテーマとしたアート作品を全国から募集いたします。光の友禅流し。友禅流しを光で演出いたします。願い七夕としまして、子どもたちの願い短冊の飾りつけ、元離宮二条城の夜間公開でございます。

鴨川会場のほうですが、御池大橋の間から四条大橋の間、8月2日から11日ですが、鴨川周辺での竹と灯りの飾りなどと、「鴨川納涼2014」、これはまだ仮称でございますが、連携した七夕の催事を展開いたします。

内容としましては、1番目は「鴨川納涼2014」との連携、8月2日と3日の2日間でございます。2番目に、竹と灯りの散策路、風鈴灯、鴨川の七夕飾り、納涼床の七夕飾り、光のオブジェでございます。3番目は、鴨川左岸をプロジェクションマッピングを映像で流す。あと4番としまして、京の七夕の舞妓茶屋を先斗町歌舞練場で実施いたします。11日の翌日、鴨川美化活動を行います。

協賛事業といたしまして、府内の寺院神社の協力のもと、七夕飾りや夜間特別拝観等を実施いたします。また、区域の七夕関連イベントや商店街とも連携し、地域に密着した七夕イベントを開催いたします。そのほかといたしまして、環境に配慮した取り組みとして、放置竹林の整備とグリーン電力の使用を計画しております。

以上、簡単ではございますが、これで終わらせていただきます。

○金田座長

ありがとうございます。何かご質問、ご意見ございませんか。

○久保

済みません。「鴨川納涼2014」（仮称）になっていますね。これは皆様もご存じやと思いますけれども、去年までは鴨川を美しくする会様がやっておられた事業です。以前にも担当者の方にも私は言っていたんですけど、京都府さんがことしからやられるということで、ただ、物すごくノウハウを熟知していらっしゃる鴨川を美しくする会のアドバイス等がないと、きちんとしたことができないと。一緒のことをやれとは言っていないんですけども、そういうふう担当の方にも申し上げた記憶があるんです。そのあたりのところは反映していただいてやっていただいているのでしょうか。

○吉田（観光課）

鴨川納涼のほうですね。今、実行委員会を立ち上げる京都府、京都商工会議所などとも連携いたしております。予定なんですけれども、5月末には実行委員会を立ち上げて、前回、主催されていまして鴨川を美しくする会様からもアドバイスをいただきながら、実施

の方向に進めていきたいと思っております。

○金田座長

よろしいでしょうか。どうぞ。

○元橋

私は堀川の七夕祭の横に住んでいるんですが、この七夕の立ち上げのときにナガイさんがまだ担当の一番上におられまして、そのときにこの七夕をやるのに、せっかく市がやられるので、我々の町衆の者と一緒になってもっと盛り上げたらどうかというふうなことを提案いたしまして、油小路通り小川通りと竹屋町通り夷川通りを丸太町から御池までちょうちんを晩に並べたんですね。それもナガイさんの指導のもとでやりました。

それから、うちの町内は7月1日から7月7日まで、最初に七夕をずっと前からやっております、これは2階、高さが5メートル以上のササを町内に15本飾ってやっていたんです。それを見られて、いいやないかというようなことで話が出て、堀川にも七夕をやるやないかというふうな話が出てきたんだと思います。その後、京都市さんから、そんなんやったら、七夕をやるのにどこまで協力できるんだというふうなことで、結局、8月の日と同じ日にやってもらえんかというふうにナガイさんから提案がありまして、7月1日からをやめて、8月2日から11日までやりました。それと同時に、我々のところは手描き友禅の染め屋さんが多いんですね。家の中で、うちも参加したんですが、一般公開したんですね。大体、6時半から10時近くまで一般公開をしまして、やっておられる期間中大体百四、五十名の方が我が家にもお見えになりまして、着物のできる工程の説明をしたりして町おこしをやったというふうなことで、最初の年はやったんですが、2年目は今度はササを提供していただけるのかというふうな話をしましたら、いやいや、ササはなかなかできないとの事で業者を紹介していただいたんですね。それが城陽の組合の方を紹介していただいて、竹をいただいた。その済んだ竹は自分たちが始末しますということでした。2年、3年まではまだ何とかうちらも協力してやっていたんですが、去年、一切提供しないということす。こういうお祭りは地域と一緒に盛れないとだめやと思うんです。

だから、私もいろいろ提案をしたんですが、例えば七夕に面している堀川の場合は、町内ごとにササ飾りの競争をさせたらどうかと。それによって、優劣をつけてやったらもっと盛り上がるんじゃないかと。もっと町内の方が賛同されて、それに協力してやられるんやないかというふうなこともお話をしたんですが、依然、これで終わってしまっている

ということで、今、観光課の方が堀川と2つに分かれて、一体どうなんやと、どっちが主体でやっているのか。どういう予算でやっているのかというふうなことがわからないというふうなこともありまして、そのぐらいの費用をかけられるのやったら、我々に任せてもらえるなら、もっとええものやるでというような盛り上がりが一時はあったんですが、また去年と同じようなスタイルでやられるのか。どのような町おこしをやっておられるのか。それをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○吉田（観光課）

大きな枠組みとしては、去年とほぼ同じなんですけれども、ことし、京都市さんのほうは5周年事業といたしまして、地元のほうのお祭りとの連携というのを、ことしは新たにされていますので、ちょっと私どもは今、鴨川会場の担当をしておりますので、堀川会場の詳細については、今、手元に資料がないんですけれども、地元の商店街さんと協力して、ことしはいろいろ事業をやるというふうにはお伺いしております。

○元橋

そうすると、商店街さんはいいんですけれども、我々の普通の民家には声がかからないということですか。今年も。

○吉田（観光課）

地元のほうにもお声がけするというふうには聞いているんですけれども、まだ案の段階ですので、もちろん持ち帰って、また実行委員会のほうにもお伝えしたいと思います。

○元橋

ここに書いてありますように、地域に密着した七夕を開催と書いてあるんですが、地域に密着してないんじゃないでしょうか。特に、ササ飾りは電通さんかどこかの業者に丸投げですよ、実際やっておられるのは。毎年同じ飾りで同じスタイルで同じものを作っておられるということですよ。何も進展もないし、目新しさもないし、何か町衆の知恵をかりることが抜けているんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○吉田（観光課）

貴重な意見をいただきましたので、実行委員会のほうへ持ち帰って検討したいと思います。

○金田座長

どうぞ。

○真下

観光はいわゆる京都の場合は春から秋までたくさんの方が来られるんですけども、夏と冬はウイークポイントなんですね。7月は祇園祭りがまずあります。8月15、16日になると、五山の送り火がありますので、その間をいかに埋めるかということで、この8月というところに京の七夕というのをつくって事業をやってみようというようなことが行われております。そういう場合に、堀川と鴨川という市と府がそれぞれ管轄が違うんですけども、やはり連携をして、京都の夏の盛り上がるイベントとして連携を十分に、先ほど言われたように、電通とか業者に任すと経費がどんどんかかるだけで、いろんなことを経費で丸投げしてしまうというのではなしに、実行委員会がしっかりつくって、地元の今言われた方の堀川商店街さんですね。そういうところの方々の意見を、皆さん委員にお願いして、そういう活性化をしていく。府と市が一体となっていていろいろ事業をやっていく。

冬は、京都商工会議所なんかがもともと音頭をとりまして、花灯路事業とか、あるいは12月に花灯路事業をしていますね。嵐山で。3月には高台寺にやってきますから、そういうふうな、冬の1月、2月というのはちょっと抜けていますけれども、その辺のところを事業をいろいろ展開することが、やはり知恵を出して、京都の観光にもっと力を出して集客をする観点はしっかり府の行政側とも腰を据えて、市民と連携して、府民と連携して、いろいろ知恵を出して、実行委員会を構成していく。

そういう観点が、やっぱり現場のことを知っておられる商店街、机上と空論やなしに、現場が知っている意見を十分に聞く、これがこれからの行政にも大事ですので、そういうところをしっかりとお願いしたいと思います。

○金田座長

はい、どうぞ。

○杉江

京の七夕のほうの鴨川会場のほうの、今回としては実行委員の一員と同時に、私自身は幹事という立場で協力をさせていただいております。先ほど、元橋委員からのお話ですけども、たしか私の記憶では、堀川通りを、堀川と堀川通りを美しくする会のほうのたしか吉川会長さんですかね、それともう一人副会長さんおられたと思うんですけども、実行委員会をしておられます。いろいろと地域のほうの連携プレーで、京都市のほうと事務局のほうにそれぞれ結構いろんな意見も述べておられるのは事実ですし、私も聞いております。

ですから、京都市さんは堀川会場がメインです。京都府さんは、基本的には鴨川がメー

ン会場ということで、それぞれ河川環境が全く違います。ですから、特に堀川通りについては、それこそ二条城から北、戻橋もしくはもう少し北までとか、いろんな話が出て、結構、距離的にあるから苦勞なさっているとも聞いております。ですから、今後もっともっと連絡を密にして、そういったものを京都市さんにぶつけられたらいいと私は感じております。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

○元橋

もう一ついいですか。うちは、七夕の短冊に、こちらは手描き友禅をやっておりますので、短冊の後ろに正絹の生地を全部張りまして、表のほうには願い事を書くというふうなことを七夕飾りの前に置いておくんですね。そうすると、いろんなどころから願い事を書くのにお見えになったり、その短冊は後ろに正絹が張ってあるものですから、皆さんめずらしくていただいて帰っていいですかというふうなことで、かなり持って帰られた方もたくさんあります。うちの町内は、その願い事を全部最後は集めまして、うちの氏神さんに皆持って行って奉納しておるわけですが、そこまでやっておりますし、その日は手づくりのちょうちんをやっておるんです。手づくりのちょうちんはどんなちょうちんかと言いますと、京都新聞にも取り上げていただいて、大々的に出たんですが、風船を膨らまして、それに和紙を張って、それからその中に今度はペットボトルの筒を入れまして、そこへ電球を入れて映すというふうなちょうちんをやっておるんですね。そういうふういろいろなアイデアを出して、よその七夕と違うんだというようなことをやっておるので、いろんな方がお見えになったり、近所の幼稚園生が七夕の歌を歌って通られて、わあいいなというのをたびたび感じたんですが、そういうアイデアがないんだと思うんですけどね。

○金田座長

ありがとうございます。この京の七夕の事業については、鴨川府民会議では、鴨川のほうを主として議論しておりますので、そういうことで今までも堀川のほうの話はそれほど出ていないんですけれども、これからスタートされるということですので、どうぞよろしくお願いいたします。

この会議では、特に鴨川のほうですけれども、恐らく夜間になると思いますので、そのための安全性の問題と夜間の生態系に関する影響について十分配慮して、ライトアップと

か光を使ういろんなことについて、十分なご配慮をお願いしたいというのが基本的にこの会議でのこれまでの意見でございますので、どうぞよろしく願いをいたします。

以上で、予定の時間を大分過ぎておりますが、はい、どうぞ。

○杉江

最後になりました。平成26年度の第2回の鴨川定例ハイク、やらせてもらうようになっておりますが、もし参加してやろうというメンバーがおられれば、府民会議の事務局のほうまで一報していただくと、府民会議のほうからまとめて人数何人ということで、ファクスをいただけたら結構ですので、よろしくお願いします。

○金田座長

ありがとうございます。これはこの後で説明していただくつもりでございましたが、どうも失礼をいたしました。

そうしましたら、一応、本日予定の時間を少しまたオーバーしておりますけれども、以上で準備しておりました議事は最後になります。とりあえず本日はこれで会議のほうを閉じさせていただきまして、司会をお返しいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○板屋（京都府建設交通部理事）

金田座長、ありがとうございました。

以上で本日の議事は終了ということでございますけれども、次回の日程でございますが、報告するテーマ等ございますので、6月の上旬ごろに予定してございます。また、事務局のほうで日程調整の上、改めてご連絡いたしますので、よろしくお願いしますと思います。

以上で、本日の会議は終了とさせていただきます。長時間にわたり熱心なご議論、どうもありがとうございました。

○杉江

今決まっているのやったら言うておいたほうがええのと違うか。座長、どうですか。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

事務局案ということで申しわけないですけれども、急でいることもありますので、6月4日の午後、同じような時間帯からできればと思っておりますので、誠に勝手でございますが、日程調整をよろしくお願いいたします。

○板屋（京都府建設交通部理事）

特によろしいでしょうか。そうしましたら、以上で終了とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

[午後 4時21分 閉会]